

今後の学校等のあり方基本構想の中間報告(案)について

1 これまでの経過

令和3年度	検討協議会(全4回)開催及び検討協議会報告書作成
令和4年7月	第1回基本構想策定委員会
8月	第2回 //
10月	第3回 //
12月	第4回 //

2 検討状況

昨年度取りまとめた検討協議会報告書の内容を基に、児童・生徒数の変動への柔軟な対応や、新しい時代の学び・体力づくりのための環境整備を目指し、解決すべき課題を、喫緊の対応が求められる「短期的課題」と、教育行政に関わる国等の動向や社会の変化を見据えた「中期的課題」、「長期的課題」に分類した。

それぞれの課題について、課題解決の方向性や具体的な取組、ロードマップを検討し、「今後の学校等のあり方基本構想中間報告(案)」として取りまとめた。(別添資料参照)

3 今後のスケジュール(予定)

令和5年3月	基本構想策定
令和5年度	地域特性等も踏まえ、より良い教育環境の整備に向けた調査の実施

<参考> 検討体制

学識経験者、学校関係者等で構成する策定委員会を設置し、検討・協議を行う。

「今後の学校等のあり方基本構想策定委員会」委員一覧

氏名	役職等
宇田 剛	大妻女子大学教職総合支援センター教授、前都教育委員会教育監
藤井 千恵子	元国土舘大学体育学部教授、元千代田区教育委員会指導主事
日永 龍彦	山梨大学大学教育センター教授
清水 明	千代田区立九段小学校校長
長田 和義	千代田区立麴町中学校校長
穴原 江美	千代田区立いずみこども園園長
野村 公郎	千代田区立九段中等教育学校校長
佐藤 尚久	千代田区教育委員会事務局子ども部教育担当部長

今後の学校等のあり方基本構想

中間報告（案）

調 整 中

令和4年12月

今後の学校等のあり方基本構想策定委員会

目 次

はじめに	1
第1章 千代田区の学校等を取り巻く現状	2
1 区の学校等に関わる地域特性	2
(1) 小・中学校別の児童・生徒数、学級数、平均人数	2
(2) 区立学校等の配置	7
(3) 小学校の学区域と特徴	8
(4) 中学校の学区域と特徴	11
(5) 各学校の敷地面積、校舎面積、校庭面積	13
(6) 各学校の教室数・併設している施設の状況等	14
(7) 今後の小学生年齢人口・中学生年齢人口の見込み	15
2 社会情勢の変化と学校教育に関わる政策動向	16
(1) 社会情勢の変化からみた教育行政の現状と課題	16
(2) 教育行政に関わる国等の動向	17
第2章 課題のまとめ及び課題解決の方向性	20
1 短期的課題（今後1～3年に解決すべき課題）	20
2 中期的課題（2030年（令和12年）までに解決すべき課題）	24
3 長期的課題（2030年（令和12年）以降に解決すべき課題）	26
4 その他	27
5 ロードマップ案	28

はじめに

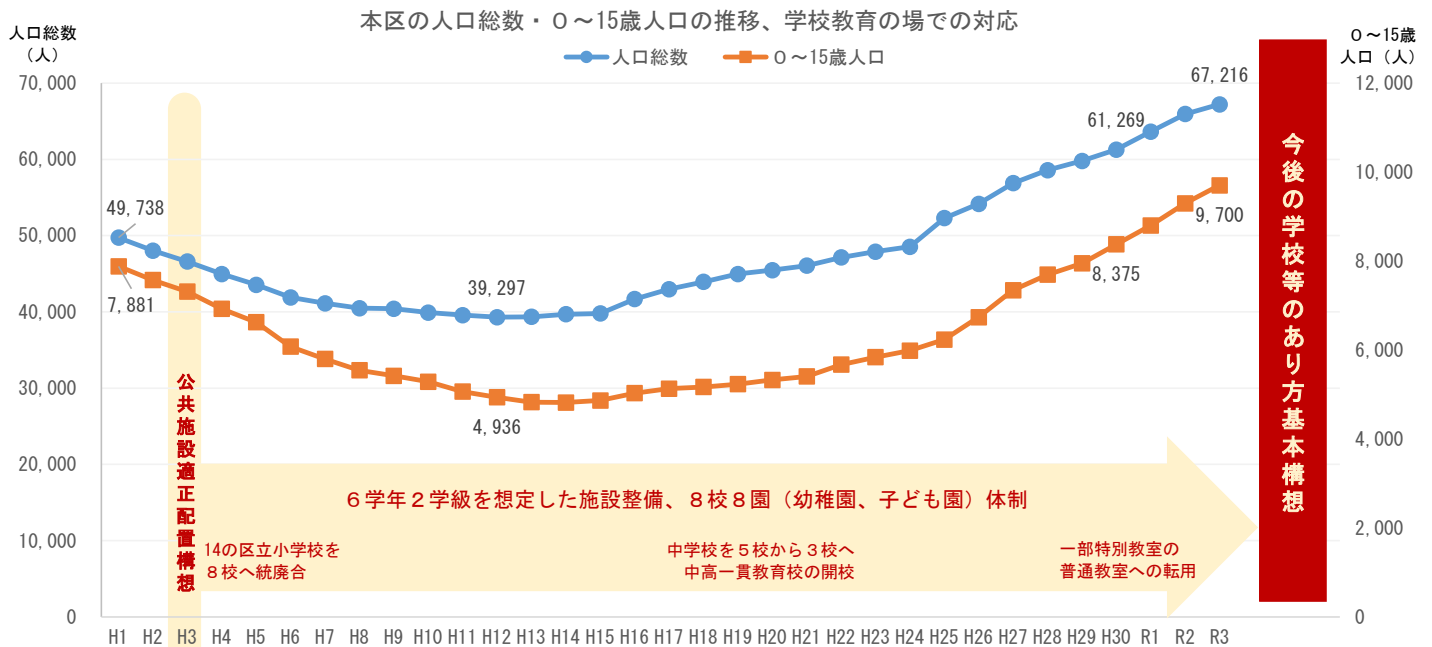
千代田区（以下、「本区」という。）では、日本の高度経済成長とともに業務地化が進行し、人口は昭和31年以降減少し、平成12年には住民基本台帳人口が39,297人まで落ち込みました。この間、平成3年12月に「公共施設適正配置構想（以下、「公適配」という。）」が公表され、当時14校あった区立小学校を8校に統廃合しました。この公適配に基づいて整備された小学校は、6学年各2学級を想定した施設整備を行い、幼稚園との併設や他の施設との合築により校舎を建てました。

加えて、平成17年4月には、当時5校あった中学校を3校とし、3学年各4学級を想定した施設規模としました。さらに、平成18年4月には区立九段中学校と都立九段高等学校を統合して、中高一貫教育校である区立九段中等教育学校を開校しました。

また、本区は、人口回復を主要施策に掲げ、住環境の整備、子育て支援施策の充実などに取り組んだ結果、平成13年以降増加が続き、平成30年には外国人を含む住民基本台帳人口が6万人を超えました。現在もこの傾向は続いており、区内の児童・生徒数も増加していることから、普通教室への改修等を行い、健やかな成長を支える学習生活の場を確保しています。

一方、国では、「令和の日本型学校教育」の構築を目指し、全ての子どもたちの可能性を引き出し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、新しい時代の学びを実現する学校施設のあり方を検討しています。こうしたことから、従来とは異なる多様な教育方法や学習活動を展開するため、学びの環境や学校のあり方にも大きな変革が求められています。

現在検討中の（仮称）千代田区子育て・教育ビジョン（案）では、「子どもの健やかな育ちをまち全体で支援し、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばす」という基本理念の実現に向けて、本区の独自性を活かした「今後の学校等のあり方」を検討することが必要です。また、不確実性の高い時代において、柔軟に対応しながら安全・安心な学びの環境を堅持するため、新たな方策を検討することが必要です。



（出典：千代田区住民基本台帳より作成）

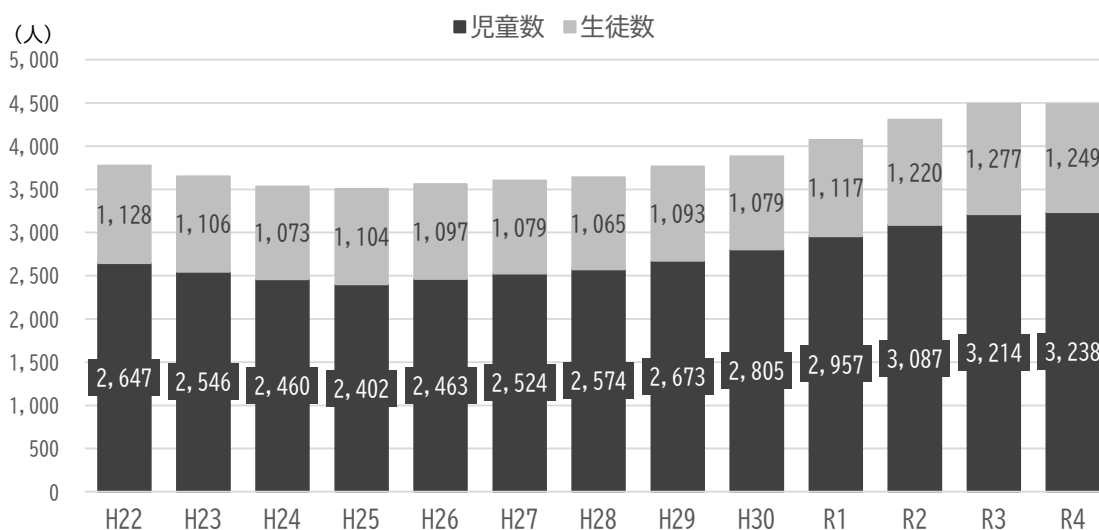
第1章 千代田区の学校等を取り巻く現状

1 区の学校等に関わる地域特性

(1) 小・中学校別の児童・生徒数、学級数、平均人数

ア 児童・生徒数の推移

区立小学校の児童数は増加傾向にあり、令和4年時点で3,238人となっています。区立中学校（中等教育学校前期課程含む）の生徒数は、令和3年度まで増加傾向でしたが令和4年度は横ばいとなっています。



※各年5月1日現在

イ 小学校別・学年別の児童数

令和4年度の各区立小学校別・学年別の児童数は、以下のとおりです。

(単位：人)	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	合計
麴町小学校	84	106	98	108	84	91	571
九段小学校	75	90	87	88	69	91	500
番町小学校	78	62	75	66	69	72	422
富士見小学校	71	99	84	84	81	68	487
お茶の水小学校	58	59	47	50	35	54	303
千代田小学校	48	61	55	56	44	47	311
昌平小学校	45	54	33	48	33	41	254
和泉小学校	74	68	64	55	53	45	359
富士見小学校 (特別支援学級)	2	0	1	1	0	0	4
千代田小学校 (特別支援学級)	6	4	3	7	5	2	27

※令和4年5月1日現在

ウ 小学校別・学年別の通常の学級数

令和4年度の各区立小学校別・学年別の通常の学級数は、以下のとおりです。

なお、「千代田区公共施設適正配置構想に基づく区立学校の適正規模・適正配置及び生涯学習施設の整備について（平成3年12月20日発表）」では、小学校での1学年の望ましい学級数は2～3学級、学校全体として12～18学級と示しています。

(単位：学級)	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	合計
麴町小学校	3	4	3	3	3	3	19
九段小学校	3	3	3	3	2	3	17
番町小学校	3	2	3	2	2	2	14
富士見小学校	2	3	3	3	2	2	15
お茶の水小学校	2	2	2	2	1	2	11
千代田小学校	2	2	2	2	2	2	12
昌平小学校	2	2	1	2	1	1	9
和泉小学校	3	2	2	2	2	2	13

※令和4年5月1日現在

エ 小学校別・学年別の1学級あたり平均人数

令和4年度の各区立小学校別・学年別の1学級あたりの平均人数は、以下のとおりです。

なお、35人学級への移行については、令和4年度は小学校3年生が対象となり、それ以降毎年1学年ずつ高学年へ繰り上がり、令和7年度に全学年で完了します。

(単位：人)	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	全体
麴町小学校	28	27	33	36	28	30	30
九段小学校	25	30	29	29	35	30	29
番町小学校	26	31	25	33	35	36	30
富士見小学校	36	33	28	28	41	34	32
お茶の水小学校	29	30	24	25	35	27	28
千代田小学校	24	31	28	28	22	24	26
昌平小学校	23	27	33	24	33	41	28
和泉小学校	25	34	32	28	27	23	28

※令和4年5月1日現在

※1学級あたり平均人数＝児童数÷通常の学級数

オ 中学校別・学年別の生徒数・学級数・1学級あたり平均人数

区内の小学校を卒業した子どもの約半数が私立・国立中学校や中等教育学校へ進学しており、区立中学校の入学者数の予測は難しい状況です。

現在、2つある区立中学校は、区内全域からの自由選択制を採用しています。

生徒数・平均人数（単位：人） 学級数（単位：学級）	1学年（12～13歳）			2学年（13～14歳）			3学年（14～15歳）			合計		
	生徒数	学級数	平均人数	生徒数	学級数	平均人数	生徒数	学級数	平均人数	生徒数	学級数	平均人数
麴町中学校	129	4	32	163	5	33	239	6	40	531	15	35
神田一橋中学校	90	3	30	88	3	29	53	2	27	231	8	29
麴町中学校 （特別支援学級）	3			2			4			9		
九段中等教育学校 （前期課程）	161	4	40	158	4	40	159	4	40	478	12	40

※令和4年5月1日現在

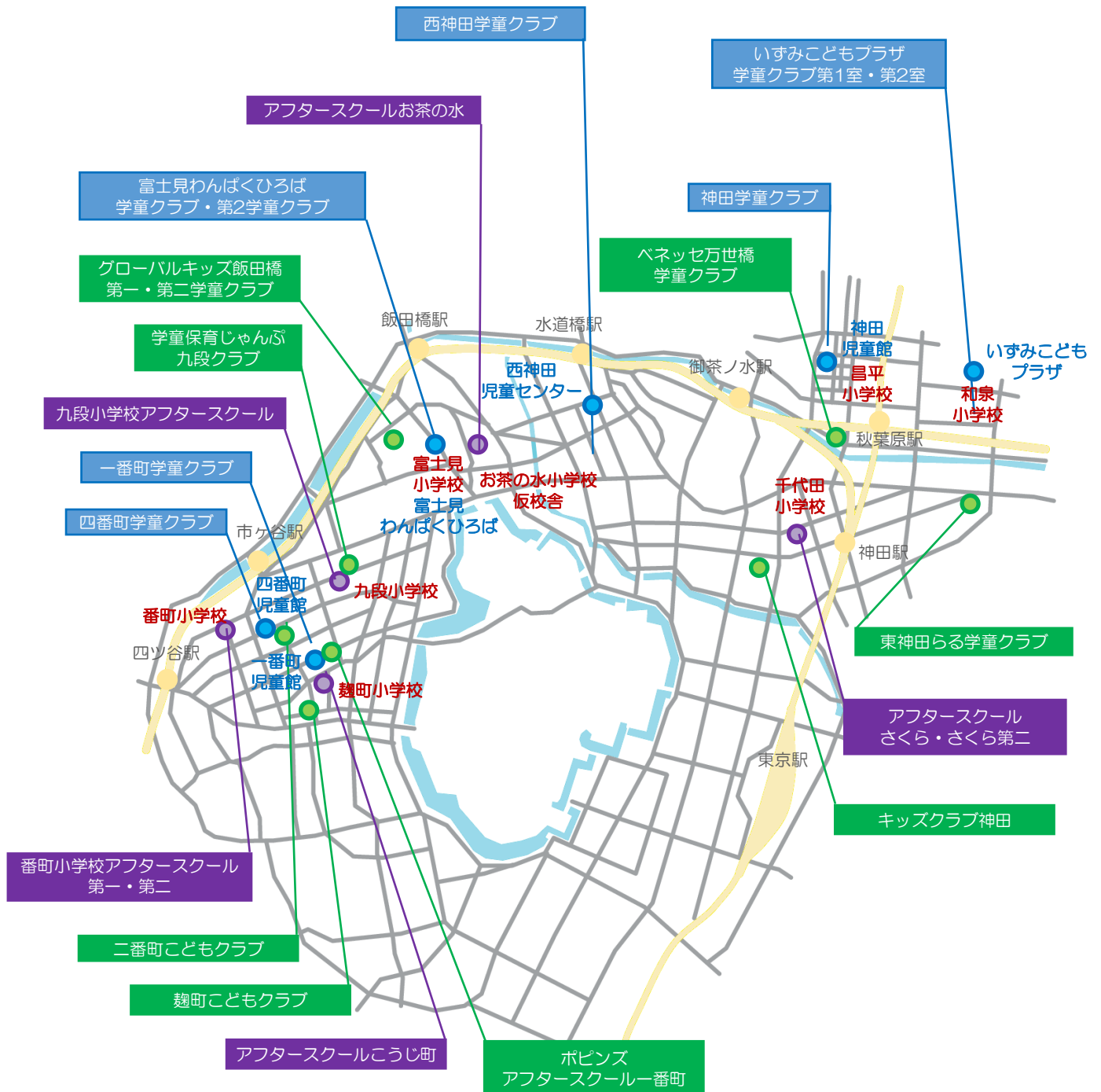
※1学級あたり平均人数＝生徒数÷学級数

カ 学童クラブの在籍状況

学童クラブの在籍状況については、定員に対して利用希望者が多い学童クラブが出てきています。

(7) 区内学童クラブ配置図

- 児童館に設置されている学童クラブ
- 学校内に設置されている学童クラブ
- 夜間保育を実施している学童クラブ



(イ) 学童クラブ学年別在籍状況

(単位：人)

	児童館併設学童クラブ									学校内学童クラブ						
	昌平小					和泉小		富士見小		千代田小		麴町小	番町小		お茶の水小	九段小
	西神田	神田	四番町	一番町	区営合計	いずみ学童クラブ1	いずみ学童クラブ2	富士見わんぱくひろば学童クラブ	富士見わんぱくひろば第二学童クラブ	アサカ学童クラブ	アサカ学童クラブ第二	アサカ学童クラブ三	番町小学校学童クラブ第一	番町小学校学童クラブ第二	アサカ学童クラブお茶の水	九段小学校学童クラブ
1年生	15	24	2	7	48	21	22	30	11	16	9	24	18	17	14	31
2年生	29	15	10	12	66	11	11	29	15	22	15	27	11	9	13	20
3年生	14	12	24	27	77	0	28	16	8	13	11	1	9	12	10	1
1～3年生合計	58	51	36	46	191	32	61	75	34	51	35	52	38	38	37	52
4年生	3	8	8	15	34	0	0	1	0	11	8	0	2	1	9	0
5年生	0	1	5	0	6	0	0	0	0	3	2	0	0	0	2	0
6年生	0	0	2	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
4～6年生合計	3	9	15	15	42	1	0	1	0	14	10	0	2	1	12	0
在籍人数合計	61	60	51	61	233	33	61	76	34	65	45	52	40	39	49	52
定員 (R4.4.1時点)	50	50	47	42	189	34	54	70	40	65	45	50	38	38	60	50
令和3年5月1日現在在籍人数	61	58	47	63	229	34	60	76	34	64	48	56	40	42	40	56
【備考】	私立3	私立0	私立5	私立1	私立9	私立0	私立0	私立6	私立2	私立0	私立0	私立0	私立0	私立0	私立0	私立0

私立学童クラブ											
	二番町こどもクラブ	ポピンズアフタースクール一番町	グロパルキッズ飯田橋第一学童クラブ	グロパルキッズ飯田橋第二学童クラブ	麴町こどもクラブ	キッズクラブ神田	東神田らるる学童クラブ	学童保育じゃぶ九段クラブ	ベネッセ万世橋学童クラブ	民営合計	学年合計
1年生	11	8	8	7	7	4	9	5	5	277	325
2年生	10	11	8	9	9	4	13	4	12	263	329
3年生	19	15	12	12	3	2	8	14	2	196	273
1～3年生合計	40	34	28	28	19	10	30	23	19	736	927
4年生	15	11	19	16	4	6	9	13	2	127	161
5年生	11	4	4	8	7	1	1	1	3	47	53
6年生	6	1	3	2	1	0	1	3	1	20	22
4～6年生合計	32	16	26	26	12	7	11	17	6	194	236
在籍人数合計	72	50	54	54	31	17	41	40	25	930	1,163
定員 (R4.4.1時点)	70	50	55	55	45	50	40	40	40	989	1,178
令和3年5月1日現在在籍人数	70	50	50	52	33	18	33	24	10	890	1,119
【備考】	私立19	私立3	私立7	私立2	私立2	私立3	私立1	私立0	私立4	私立49	私立58

※定員は令和4年5月1日現在

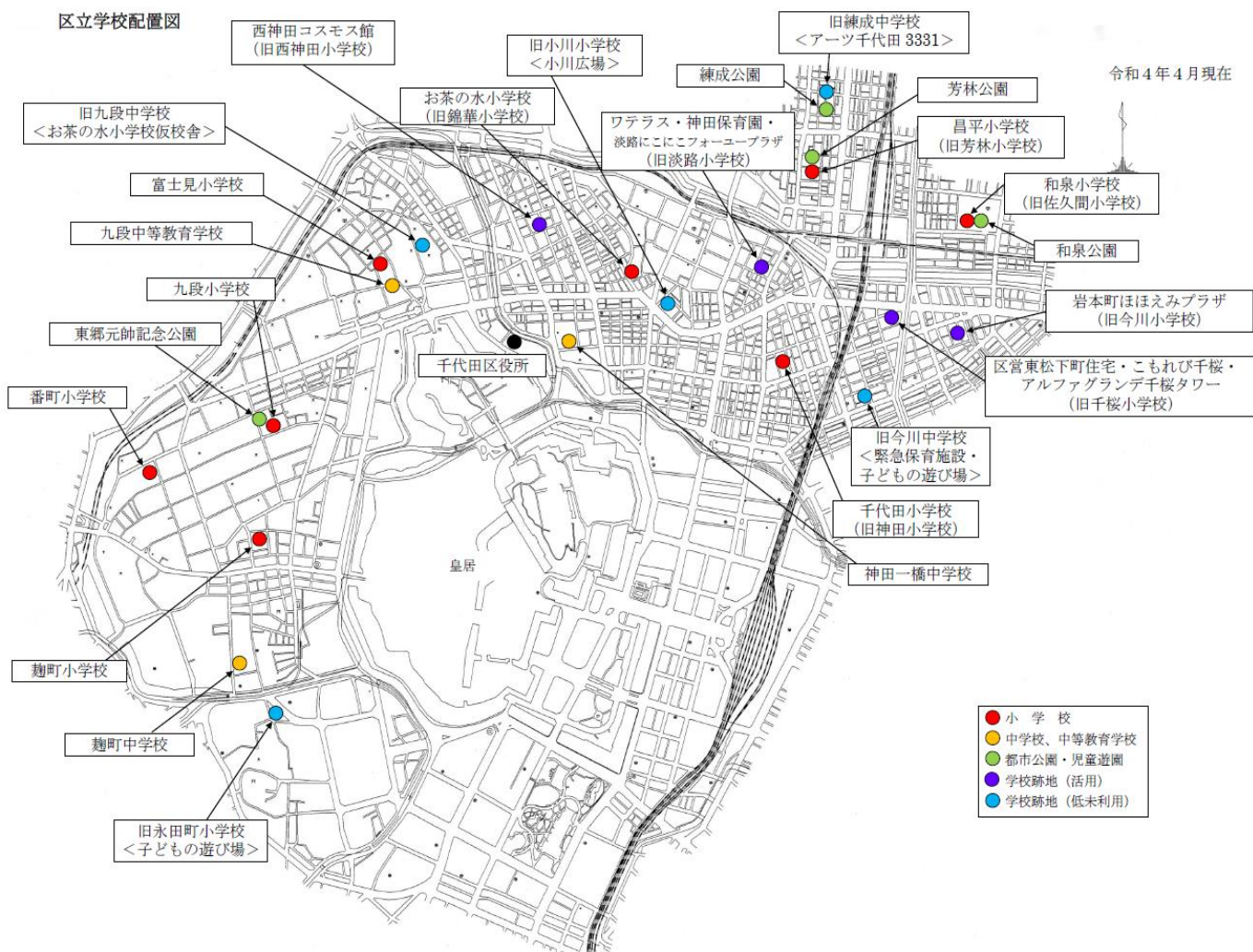
(2) 区立学校等の配置

区内に幼稚園（こども園を含む）8園、小学校8校、中学校2校、中等教育学校1校があり、全ての小学校に幼稚園・こども園を併設しています。

放課後の学校施設を活用して、区立全8小学校の建物内で、子どもたちが「学び」や「遊び」、「体験活動」ができる放課後子ども教室や学童クラブ事業を実施しています。一部の学童クラブについては、定員に対し利用希望者が多く、スペースの有効活用等の工夫が求められています。

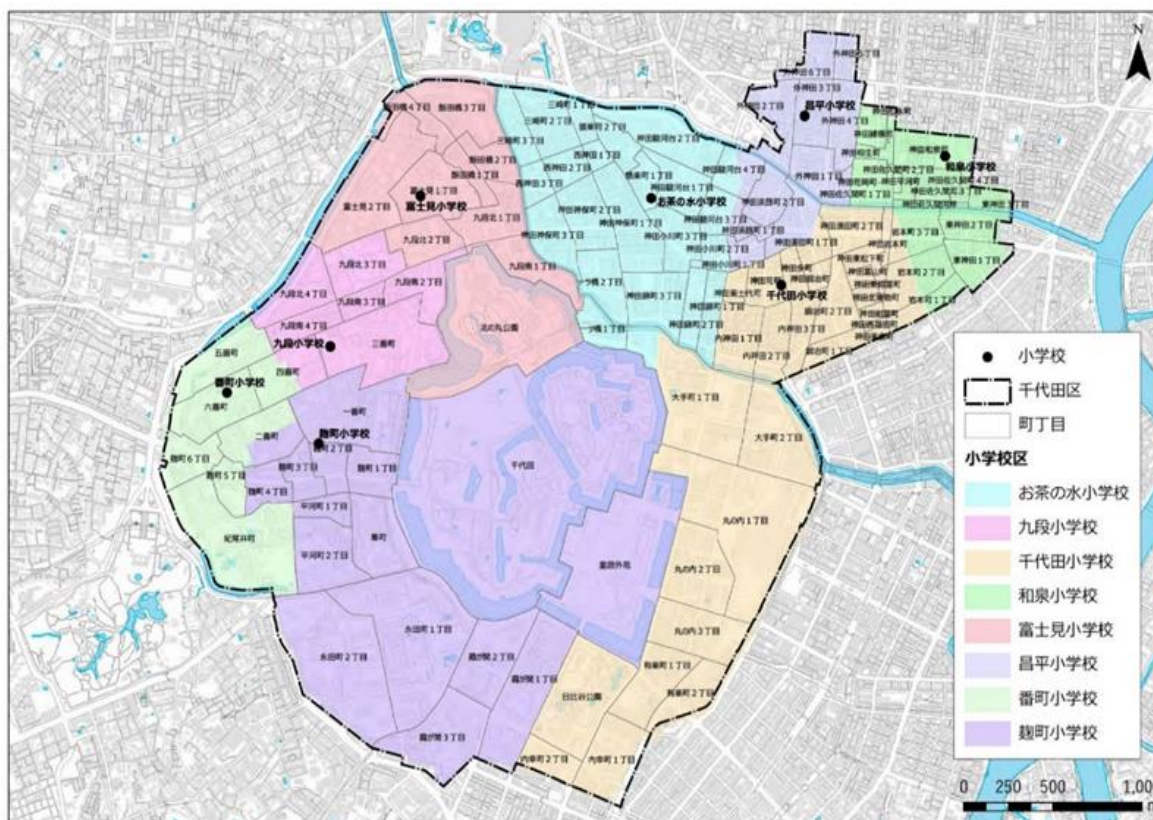
校舎や校庭については、学校教育に支障のない範囲で、町会、区民自主サークル等の活動の場として、地域に開放しています。

特別支援学級については、これまで小学校は千代田小学校、中学校は麹町中学校に設置していましたが、令和4年4月から富士見小学校にも新設しました。



(3) 小学校の学区と特徴

小学校は、地域コミュニティとの関わりや通学距離・時間等を考慮し、住所によって、就学する区立小学校を指定しています。



ア 麹町小学校・学区の特徴

児童が通学してくる区域は、主に一番町、二番町、麹町、隼町、平河町ですが、学区は千代田、皇居外苑といった皇居周辺や、霞ヶ関、永田町の官庁街を含んでおり広範囲にわたっています。江戸時代には、旗本御家人の屋敷地であったと言われていましたが、現在は国会議事堂、最高裁判所、都道府県会館、国立劇場等、国や地方公共団体の中核機関を含んだ政治・経済・文化の中心地となっています。

昔のたたずまいを残す邸宅が散在する一方で、新たにマンション開発が進み、麹町大通り（新宿通り）沿いは賑やかな商業地区を形成しています。

イ 九段小学校・学区の特徴

児童が通学してくる地域は、主に九段北、九段南、四番町、五番町で、学区域には靖国神社を含んでいます。

学区域は、山の手の閑静な住宅地で樹木が多く、私立中学校・高校・大学、大使館等があります。靖国通り近くの公道に面しており、古くから商店街が形成され、史跡等も点在していることから訪れる人が多く、人・自然・文化が調和された美しい環境にあります。

また、集合住宅が増加し、他地域から転入してくる核家族の家庭も年々増えつつあります。

ウ 番町小学校・学区の特徴

児童が通学してくる地域は、二番町、四番町、五番町、六番町のほか、麴町、紀尾井町も含んでいます。

学区域は、紀州家・尾張家・井伊家の中屋敷があつたほか、殆どが「番方」の住む江戸の武家屋敷町であつたことから、「番町」という地名がつけました。明治維新後は、この地に政治家や文化人等が多く居住していました。

環境的には、四谷・市ヶ谷の外濠土手、紀州家跡の清水谷公園等、緑の多い高級住宅地として知られています。

近年は、大学や私立学校・在日外国人学校等が増え文教地区を形成しており、国際ホテルや高級マンションが林立し、まちの様相が変わってきています。

エ 富士見小学校・学区の特徴

児童が通学してくる地域は、目白通り以西の飯田橋、富士見、九段北のほか、北の丸公園も含んでいます。

本校の周辺には大使館が点在し、国際色が色濃い地域となっています。

また、私立・公立の幼・小・中・高等学校や大学も多数ある文教地区であるとともに、飯田橋駅周辺から続く商業地域も抱えています。学区域では、6つの町会主催の昔ながらの伝統行事や習わしが継承されています。

オ お茶の水小学校・学区の特徴

児童が通学してくる地域は、神田川、目白通り、内堀通り、本郷通りなどに囲われており、大学をはじめ、各種の学校が多く存在することにより、古くから書店・印刷・製本業・出版社が集中しています。

また、飲食業・スポーツ用品店も数多く見られます。近年、建物の高層化が進み、街の景観が変わり始めています。

地下鉄・JRの駅が近く、交通の至便性が高く、昼間は学生やビジネスマン等の行き来で活気にあふれています。

カ 千代田小学校・学区の特徴

学区域は旧神田区と旧麴町区とにまたがる大変広い地域であり、大手町・丸の内ビジネス街・有楽町商店街・日比谷公園等を含んでいます。

ほとんどの児童は旧神田区から通学しており、神田駅東側の地域は、江戸時代に集まり住んだ職人たちの職業から付けられた昔ながらの町名が残っており、現在も様々な業界の間屋や商店が軒を連ねています。神田駅西側の地域は、江戸時代からの商人と職人の活気あふれる雰囲気が残っています。

また、近年、この地域はマンションを含むビル化が急速に進んでいます。

キ 昌平小学校・学区の特徴

神田川をはさんで学区域は大きく二つに分けられます。神田淡路町、神田須田町、神田小川町、神田駿河台一帯は銀行や老舗の飲食店等があり、比較的落ち着いたまちなぎを呈する一方、外神田一帯は秋葉原を中心とする電気街として発展してきましたが、近年、多様な文化が集積し、国際的な商業地・観光地、サブカルチャーのまちとして新たな賑わいを生み出しています。

学区域にある神田神社（神田明神）で2年に一度行われる神田祭は、山王祭、深川八幡祭りと並び江戸三大祭の一つとされ、また、日本の三大祭りの一つとされています。

ク 和泉小学校・学区の特徴

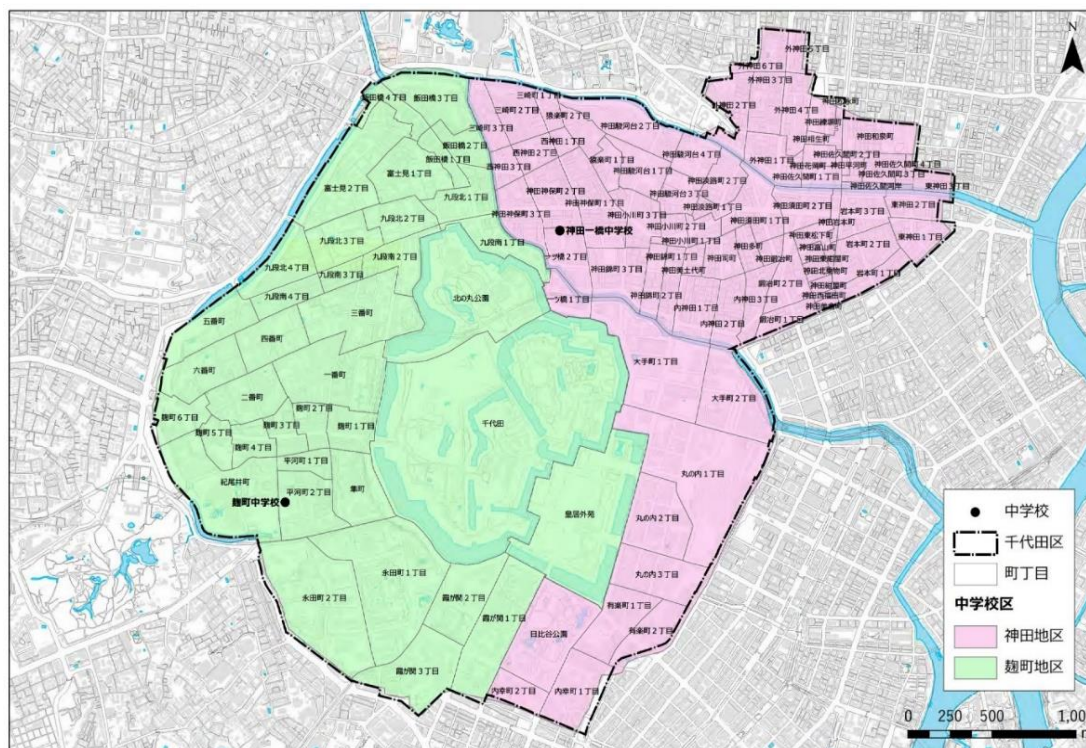
児童が通学してくる地域は、神田和泉町、神田佐久間町、神田佐久間河岸、岩本町、東神田で、学区域は、江戸時代職人のまちであったとともに、神田川を利用した舟運による流通関連の業種が発達した町人のまちでした。

神田川以南の岩本町、東神田地域は、数は減っていますが、繊維問屋や関連企業、商店などが散見されます。

また、神田川以北の神田和泉町は、江戸時代は武家地であり、武家屋敷が存在しており、隣接する神田佐久間町は、木材商のまちでした。

(4) 中学校の学区と特徴

中学校は、各学校の特色や様子をよく理解し、生徒の意思に基づき適した学校「学びたい学校・学ばせたい学校」を、通学区域を設けずに自由に選ぶことができる学校選択制を採用しています。



ア 麹町中学校の特徴

近隣には、皇居の内堀があり、また国会議事堂、最高裁判所、国立劇場等の国や地方公共団体の中枢機関を含んだ施設及びホテルや大学、大使館等が建ち並ぶ、政治・経済・文化の中心的环境にあります。

人間尊重と相互信頼を基盤として、平和で民主的な国家及び社会の形成者を育成することを目指し、次の目標を掲げています。

自律：自ら考え、判断し、行動する。

尊重：違いを理解し、他者を尊重する。

創造：豊かな発想で、新たな価値や解決策を生み出す。

また、国際人として信頼され、考え、行動できる生徒を育成するために、特に次の態度を身に付けさせることを目指しています。

○様々な場面で言葉や技能を使いこなす

○信頼できる知識や情報を収集し、有効に活用する

○見通しをもって計画的に行動する

○他者の立場で物事を考える

○感情をコントロールする

○ルールを踏まえて、建設的に主張する

○目標の合意形成を図り、他者と協働する

○意見の対立や理解の相違を解決する

イ 神田一橋中学校の特徴

近隣には、皇居の内堀があり、また毎日新聞社、学士会館、如水会館等の施設及び書店や出版関係の事業所が建ち並ぶ等、歴史と伝統が息づく文化的環境にあります。

学校・家庭・地域の緊密な連携を基盤として、子どもたちと共にはぐくむ教育を推進しています。

落ち着いた教育環境のもとに全教職員が一丸となり、学力・情報・進路・地域をキーワードとして、夢・学力・心・体を柱に調和のとれた特色ある教育活動を実践しています。整備された ICT 機器の環境のもと、生徒一人一台のタブレット PC の環境を生かし、授業だけでなく、個に応じた学習や協働的な学習にも積極的に取り組んでいます。

また、神田地区の伝統行事等への参加や地域人材を活用する等、日本の伝統文化について理解を深めるための体験学習の充実を図っています。

ウ 九段中等教育学校の特徴

靖国神社に隣接し、近隣には、大学をはじめとする各種学校や緑豊かな北の丸公園等があり、坂が多いことで有名な地域です。

スクール・ミッションとして、「伝統の『至大至剛』の精神の下、豊かな教養と人間性、高い志を身に付け、創造的・意欲的に行動し、他者と協調・協働して、未来志向で責任をもって未来貢献できる人材を育成し、生徒の可能性を最大限に伸ばさせる学校」を掲げています。

「千代田区教育委員会教育目標」「千代田区立中等教育学校基本計画」及びスクール・ミッションに基づき、スクール・ポリシーとグランドデザインを策定して、新学習指導要領に対応した教育課程を編成・実施・評価し、6年間を一気通貫した特色ある教育活動を展開・発展させています。また、千代田区立保幼小中高一貫教育の先進校として、モデルとなる学校経営の実現を図っています。

【スクール・ポリシー】

グラデュエーション・ポリシー	確かな学力の向上と STEAM 教育、キャリア教育の充実、豊かな人間性の育成を通じて、教養力、主体的挑戦力、調和力、創造力を身に付けさせる
カリキュラム・ポリシー	リベラルアーツと探究学習を基本とし、「学ぶ・生きる・鍛える」の3つの柱で、体験の重視、九段自立プランの実施、学校行事等の充実をもって6年間一气通貫した教育カリキュラムを編成・実施する
アドミッション・ポリシー	思いやりの心と好奇心をもち、何事にも主体的に取り組んだり抜く強い意志があり、将来を見通した目標設定と行動選択ができる人になる意欲ある児童を求める。

(5) 各学校の敷地面積、校舎面積、校庭面積

限られた敷地を有効活用している学校が多く、児童数の多い小学校では、休み時間等の遊び場や居場所について、曜日・時間帯での割付等の工夫しながら対応しています。

小学校	敷地面積				校舎面積				校庭面積			
	面積 (㎡)		児童1人当たりの面積 (㎡)		面積 (㎡)		児童1人当たりの面積 (㎡)		面積 (㎡)		児童1人当たりの面積 (㎡)	
	各学校	23区平均	各学校	23区平均	各学校	小学校設置基準	各学校	設置基準に基づく	各学校	小学校設置基準	各学校	設置基準に基づく
麴町小学校	6,465	8,993.5	11.3	18.9	6,887	2,973	12.1	5.2	1,764	5,710	3.1	10.0
九段小学校	4,479		9.0		6,854	2,760	13.7	5.5	1,559	5,000	3.1	10.0
番町小学校	7,006		16.6		5,598	2,410	13.3	5.7	2,608	4,220	6.2	10.0
富士見小学校	7,261		14.8		7,799	2,733	15.9	5.6	1,914	4,910	3.9	10.0
お茶の水小学校	5,132		16.9		3,887	1,815	12.8	6.0	1,240	3,030	4.1	10.0
千代田小学校	3,379		10.0		9,221	1,990	27.3	5.9	1,232	3,380	3.6	10.0
昌平小学校	3,413		13.4		8,618	1,570	33.9	6.2	1,788	2,540	7.0	10.0
和泉小学校	3,963		11.0		5,048	2,095	14.1	5.8	1,207	3,590	3.4	10.0

中学校 (中等教育学校 前期課程)	敷地面積				校舎面積				校庭面積			
	面積 (㎡)		児童1人当たりの面積 (㎡)		面積 (㎡)		児童1人当たりの面積 (㎡)		面積 (㎡)		児童1人当たりの面積 (㎡)	
	各学校	23区平均	各学校	23区平均	各学校	中学校設置基準	各学校	設置基準に基づく	各学校	中学校設置基準	各学校	設置基準に基づく
麴町中学校	8,794	12,096.2	16.3	32.8	8,625	3,480	16.0	6.4	2,718	6,600	5.0	12.2
神田一橋中学校	6,260		27.1		7,490	1,746	32.4	7.6	2,309	3,600	10.0	15.6
九段中等教育学校(前期課程)	9,788		20.5		10,239	3,228	21.4	6.8	4,740	5,980	9.9	12.5

※令和4年5月1日現在。

※お茶の水小学校は、仮校舎(旧九段中学校)の面積を記載。

(6) 各学校の教室数・併設している施設の状況等

今後も児童数の増加が想定される小学校では、併設施設の外部移転や特別教室の改修等によって普通教室を確保するための検討を行っています。

また、学校施設等の老朽化や劣化状況等を踏まえ、順次、建替え又は改修工事を行っており、和泉小学校や番町小学校の建替えを計画しています。

ア 特別教室やコンピュータ室の普通教室への転用

優先度を考慮して、活用頻度の高くない特別教室を普通教室へ転用してきました。また、GIGA スクール構想により一人一台タブレット端末を整備したことにより、普通教室においても端末を使うことができるようになったため、普通教室の不足が見込まれる学校（麴町小学校、千代田小学校、和泉小学校（令和4年度予定））については、コンピュータ室を普通教室に転用するための工事を行っています。

イ ランチルームを普通教室へ転用

公適配に基づいて整備された学校には、クラスや学年の枠を越えて一堂に会して給食を食べたりする場としてランチルームを設置してきました。

しかし、児童・生徒数の増加や新型コロナウイルス感染症の蔓延等のため、本来の目的での使用は難しくなり、実際には少人数授業を行う際の教室としての使用や、会議室として使用しています。

そのため、普通教室が不足する学校（和泉小学校）については、ランチルームを改修し、普通教室として使用しています。

ウ その他

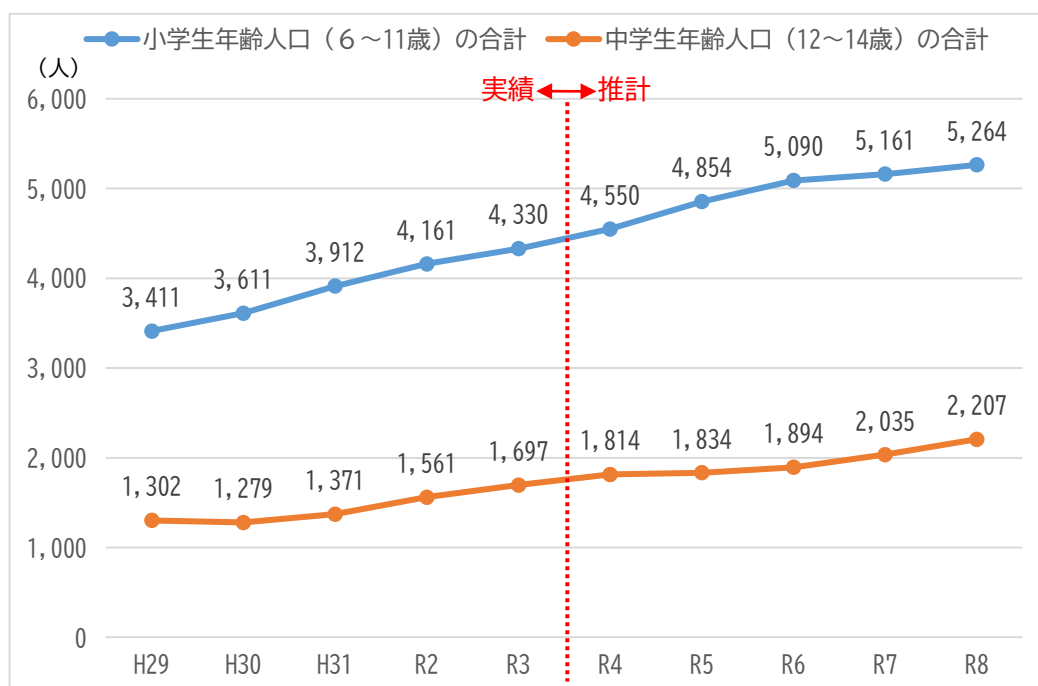
児童数の増加に伴い、普通教室の不足が見込まれる状況となった場合は、併設している施設の一部を移転し普通教室に改修しています（麴町小学校に併設している麴町区民館の一部を普通教室化する工事を令和3年度に実施）。

各学校の普通教室数の推移（平成25年度～令和4年度）

年度	H25		H26		H27		H28		H29		H30		H31		R2		R3		R4		
	年度当初使用可能普通教室数	改修工事等による増数	年度当初使用可能普通教室数	改修工事等による増数	年度当初使用可能普通教室数	改修工事等による増数	年度当初使用可能普通教室数	改修工事等による増数	年度当初使用可能普通教室数	改修工事等による増数	年度当初使用可能普通教室数	改修工事等による増数	年度当初使用可能普通教室数	改修工事等による増数	年度当初使用可能普通教室数	改修工事等による増数	年度当初使用可能普通教室数	改修工事等による増数	年度当初使用可能普通教室数	改修工事等による増数	年度末使用可能普通教室数
麴町小学校	14			1増	15	1増	16	2増	18									3増	21		21
九段小学校	18													18		1増	19				19
番町小学校	14															2増	16				16
富士見小学校	14								1増	15						2増	17			2増	19
お茶の水小学校	15																				
千代田小学校	12															2増	14				14
昌平小学校	12																				12
和泉小学校	12															1増	13	1増	14	1増	15
麴町中学校	15															2増	17				17
神田一橋中学校	12																				12

(7) 今後の小学生年齢人口・中学生年齢人口の見込み

コーホート変化率法¹を用いて、平成29年から令和3年までの計5年間の住民基本台帳（各年とも4月1日時点の値）を基に、今後5年間の0歳から15歳までの年齢ごとの推計を行い（令和4年から令和8年までの各年）、小学生年齢人口（6～11歳）及び中学生年齢人口（12～14歳）の推計結果は以下のとおりとなっています。今後5年間は増加傾向が続く見込みとなっています。



¹ 各コーホート（同年に出生した集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合に適用できる、比較的簡便な方法といえます。

2 社会情勢の変化と学校教育に関わる政策動向

(1) 社会情勢の変化からみた教育行政の現状と課題

ア 学校や学びのあり方の変革

人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things（IoT）等、先端技術が急速に社会生活に浸透しつつあり、近い将来、仮想空間と現実世界が融合した新たな社会（Society 5.0）が到来しつつあります。

予測困難な時代となり、目の前の事象から解決すべき課題を抽出し、主体的に考え、多様な立場の人と協働しながら解決策を創出する資質・能力が一層求められています。

イ 教職員の負担感の増加

従来から、教職員の業務負担感の増加が問題となっていました。新型コロナウイルス感染症対策等により、その負担感はさらに大きくなっています。

教職員の負担感を軽減するとともに、教職員でなければできない業務に全力投入でき効果的な教育活動ができる環境づくりが求められています。

ウ 多様な学びのニーズに対応

小・中学校の特別支援学級・特別支援教室に在籍する児童・生徒や外国人児童・生徒、日本語指導を必要とする児童・生徒が増加傾向にあります。様々な関係者との協力・連携を深めながら、多様な学びのニーズに対応することが求められています。

エ 防災機能、バリアフリー化、温暖化対策

自然災害の頻発・激甚化により、災害時に地域の避難所を担う重要なインフラである学校施設の役割が重要視されており、学校施設での防災機能の強化やバリアフリー化をより一層推進することが求められています。

また、温暖化対策も求められています。

(2) 教育行政に関わる国等の動向

ア 学習指導要領（平成 29 年告示）

子どもたちが、自ら課題を見つけ、学び、考え、判断して行動し、よりよい社会や人生を切り拓いていく力（生きる力）を育むことを重視した内容となっています。

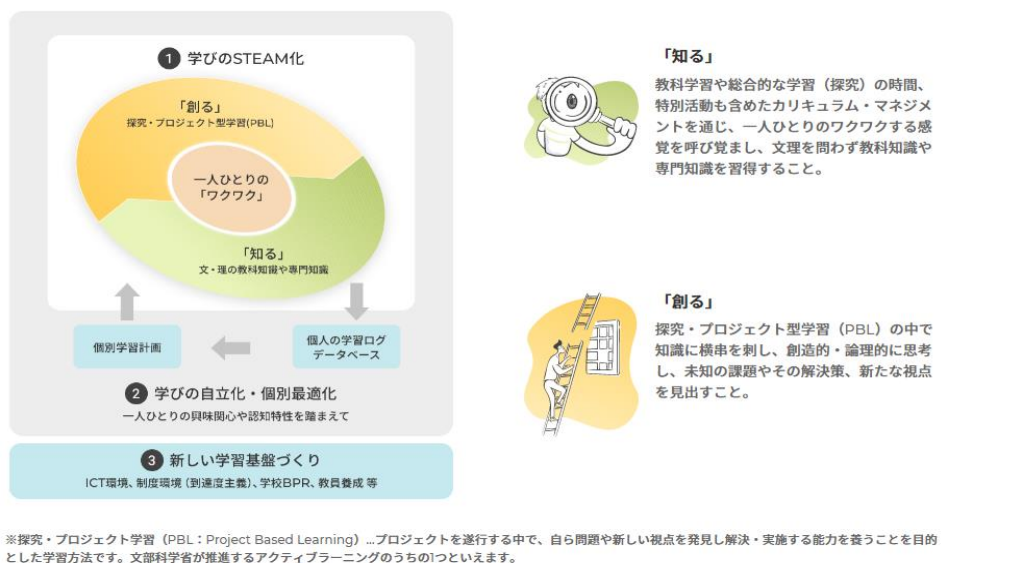
「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力など」「学びに向かう力、人間性など」の3つの柱からなる「資質・能力」を総合的に育むことを目指しており、そのために、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善が重要視されています。

イ GIGA スクール構想

学校において、「一人一台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現する」ことと、「これまでの我が国の教育実践と最先端のベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す」ことを目指しています。

ウ STEAM 教育

STEAM は、Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Arts（人文社会・芸術・デザイン）、Mathematics（数学）の頭文字を取った言葉です。AI と第四次産業革命の世紀に価値を生み出す力を養うために、学びを「より学際的で、創造的社会的な学び」へとシフトさせていく考え方といえます。国では、「学びのSTEAM 化」として、子ども達のワクワクを起点に「知る」と「創る」の循環的な学びを実現することを目指しています。



エ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正

令和3年3月に法律が改正され、令和3年度から5年かけて、公立小学校の学級編成を1クラスあたり35人に引き下げることになりました。少人数学級と一人一台端末により、個別最適な学びと協働的な学びの実現が求められています。

なお、本改正案は、経過措置として、令和7年3月31日までの間、文部科学大臣が定める特別の事情（例．学級数の増加に伴い教室不足が生じる場合等）がある小学校にあつては、学級編制の標準を40人に据え置くことが可能です。

オ 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について

国では、一人一台端末環境のもと、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実等に向け、新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方及び推進方策について有識者会議において議論を進め、令和4年3月に報告書として取りまとめました。同報告書では、新しい時代の学びを実現する学校施設の姿（ビジョン）として「Schools for the Future 「未来思考」で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造する」を掲げ、「未来思考」の視点として、以下の4つの視点を示しました。

【未来思考の視点】

1. 学校は、教室と廊下それ以外の諸室で構成されているものという固定観念から脱し、学校施設全体を学びの場として捉え直す。廊下も、階段も、体育館も、校庭も、あらゆる空間が学びの場であり、教育の場、表現する場、心を育む場になる。
2. 教室環境について、単一的な機能・特定の教科等に捉われず、横断的な学び、多目的な活動に柔軟に対応していく視点（柔軟性）をもつ。
3. 紙と黒板中心の学びから、一人一台端末を文房具として活用し多様な学びが展開されていくように、学校施設も、画一的・固定的な姿から脱し、時代の変化、社会的な課題に対応していく視点（可変性）をもつ。
4. どのような学びを実現したいか、そのためにどんな学び舎を創るか、それをどう生かすか、関係者が、新しい時代の学び舎づくりのビジョン・目標を共有する。

また、5つの姿の方向性として、以下が示されました。

【5つの姿の方向性】

1. 学び：個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現
2. 生活：新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現
3. 共創：地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現
4. 安全：子どもたちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現
5. 環境：脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現

なお、同報告書には、学校施設の機能面での現状と課題として、以下の視点等が示されています。

1. 明治以来の片廊下一文字型の画一的な学校施設は、省エネ化等が図られていないものが多く、良好な温熱環境の確保が困難
2. 公立小中学校の普通教室の平均面積は64m²であり約7割の教室が65m²未満
3. 人的なサポートも含め ICT 環境や学校施設の整備充実が課題
4. 一人一台端末を前提とした学習への対応として、新 JIS 規格の机の導入が必要
5. インクルーシブ教育システムの構築や合意的配慮の基礎となる環境整備としての施設のバリアフリー化等を進めていくことが必要 等

(出典：「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告)

新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方（5つの姿の方向性）

全ての子どもたちの可能性を引き出す、
個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

生活 共創

学び

安全 環境

新しい時代の学び舎として目指していく姿

「未来思考」をもった上で、「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」に向けて、これからの新しい時代の学び舎として目指していく姿を示す。

新しい時代の学び舎として創意工夫により特色・魅力を発揮するものとして、その中心となる「幹」に『学び』を据え、その学びを豊かにしていく「枝」として『生活』『共創』の空間を実現する。

また、新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進していく「根」として『安全』『環境』の確保を実現する。

【新しい時代の学び舎として創意工夫により特色・魅力を発揮】

学び 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現
 ⇒ 1人1台端末環境等に対応した机を配置し、多様な学習を展開できる教室環境の整備
 ⇒ 個別学習や少人数学習など柔軟に対応できる多目的スペース、学習支援、教育相談等の環境整備
 ⇒ 教職員のコミュニケーション・リフレッシュの場（ラウンジ）、映像編集空間（スタジオ）の整備

(教室・教室周辺の空間の改善・充実に関する創意工夫の例)

1人1台端末環境等に対応したゆとりのある教室の整備 多目的スペースの活用による多様な学習活動への柔軟な対応 ロッカースペース等の配置の工夫等による教室空間の有効活用

生活 新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現
 ⇒ 居場所となる温かみのあるリビング空間（小教室・コーナー、室内への木材利用）
 ⇒ 空調設備の整備、トイレの洋式化・乾式化、手洗い設備の非接触化

共創 地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現
 ⇒ 地域の人たちと連携・協働していく活動・交流拠点として「共創空間」を創出
 ⇒ 地域の実情等に応じた他の公共施設等との複合化・共用化等

【新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進】

安全 子供たちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現
 ⇒ 老朽化対策等により、安全・安心な教育環境を確保
 ⇒ 避難所として自家発電・情報通信設備、バリアフリー、水害対策等の防災機能を強化

環境 脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現
 ⇒ 屋根や外壁の高断熱化や高効率照明などの省エネルギー化、太陽光発電設備の導入の促進により、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）を推進
 ⇒ 環境や地域との共生の観点から学校における木材利用（木造化、室内利用）を推進

第2章 課題のまとめ及び課題解決の方向性

現在検討している（仮称）千代田区子育て・教育ビジョン（案）では、「子どもの健やかな育ちをまち全体で支援し、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばす」ことを基本理念とし、未来を担う子どもの姿として、「主体的に判断する」、「多様な人々と共に生きる」、「自ら未来を切り拓く」人づくりを目指しています。

これらを実現するため、区の現状や地域特性も踏まえつつ、よりよい教育環境を整備していく必要があります。

1 短期的課題（今後1～3年に解決すべき課題）

（1）児童・生徒数の変動に対して柔軟に対応した学びの場の確保

児童・生徒数は全体的に増加傾向なものの、学校別・学年別では増減傾向に差異があることから、学校別・学年別の児童増減数に柔軟に対応しながら、各学校で必要な教室数の確保が求められます。

【会議での主な意見】

- ・コンピュータ室を普通教室に転用していくにあたっては、状況変化や外部資源の活用等を考慮する必要がある。
- ・使用頻度ということから考えると、家庭科室は近隣の大学・民間施設の活用等を検討することにより、普通教室への転用の可能性があるのではないか。
- ・図書室の蔵書を別の空間に移動させることや、電子書籍の活用等を検討することにより、普通教室に転用するのも1つのアイデアとしてあるのではないか。

（2）必要諸室の整理

小学校設置基準では、小学校の校舎には、教室（普通教室、特別教室等）、図書室、保健室、職員室を備えるものとする規定されています。また、法令等には規定されていないものの、現実的には廃止することが難しい諸室もあることから、今後の教育のあり方を鑑みた上での必要諸室の整理が重要です。

【会議での主な意見】

- ・特別教室にあたる教室をどこかに集約したり、小学校と中学校で共用したりという考え方もある。法令などによりハードルが高いかもしれないが、週に複数回授業をするのではなく、集中して活動した方がいい教科であれば可能かもしれない。
- ・法令上必要な諸室を整理し、外部へ移転できる可能性のある諸室等について検討してもよいのではないか。

(3) よりよい教育環境の整備

学校設置基準等に基づき、子どもたちにとって、よりよい学びや運動等を実現するための教育環境を整備するため、諸室や校庭等のより効果的な活用可能性を検討していくことが重要です。

【会議での主な意見】

- ・体育の授業において、50m走のコースを直線では取れない学校もある。体力テストを行う際は、近くの中学校や運動場を活用しているケースもある。
- ・昼休みを分割したり、遊べる場所をローテーションしたりするなど、遊び方を工夫している。
- ・併設する幼稚園では、小学校と同じ広さの校庭を使うことができるので、運動量がかなり確保できるというメリットがある。同じ敷地内で小学生の姿を見せながら育てられることも教育的に意義がある。

＜課題解決の方向性＞

法令等により校舎に備えることが必要とされている諸室を整理するとともに、活用の優先度等を考慮したうえで、特別教室等の普通教室への転用の可能性等、柔軟な教室利用を模索していく必要があります。また、校庭面積の確保や確保が難しい場合には代替となる場所の検討等を行っていく必要があります。

具体的な取組案

〔(1) 及び (2)〕

1. 各学校の転用可能な諸室について、柔軟な教室利用を検討する。

学校設置基準等に明記されており廃止はできない諸室であっても、従来とは異なる学校スペースの利用方法の工夫により、柔軟な教室利用を検討する。
(例. 学校中が図書館になるオープンライブラリー化 等)

1の取組のほか、様々な側面から、柔軟な教室利用の可能性を追求する。

2-1. 特別教室等の有効活用や近隣施設での代替を検討する。(例. 家庭科室について、近隣の大学やクッキングスクールの活用の可能性 等)

2-2. 学校以外の機能を併設している学校について、他機能部分を学外・近隣へ移転し、空いたスペースを学校が利用できるよう、関係機関と調整する。

2-3. 小学校の通学区域の柔軟な運用により、従来の学区外からも希望する小学校への通学が可能な制度を検討する。

〔(3)〕

公園と隣接している学校について、校庭と公園の一体的な利用の可能性について検討する。

また、学校に隣接する区有地の活用や民有地の積極的な購入について検討する。

【現段階における各種諸室の普通教室への転用可能性】

教室等の名称	転用可能性
理科室（準備室を含む）	各室・空間の形状等は、特定の用途・機能での使用を想定されており、すぐに転用することは難しいと考えられます。
音楽室（準備室を含む）	
図工室（準備室を含む）	
家庭科室（準備室を含む）	外部資源の活用等により転用の可能性が出てくることは考えられます。
コンピュータ室	一人一台の端末が浸透しており、状況変化や外部資源の活用等を考慮した上で、転用可能性はあると考えられます。なお、転用に際しては、採光の問題等、普通教室の要件を満たすことができるかどうか検討が必要です。
図書室	小学校設置基準により、校舎に備えるものとして位置づけられており、すぐに転用することは難しいと考えられます。一方、電子書籍や電子図書館の急速な進展により、図書室の捉え方や利用の仕方に変化が生じる可能性があり、それに伴い転用の可能性が出てくることは考えられます。
特別活動室	各室の用途や利用頻度等により、普通教室への転用可能性はあると考えられます。ただし、少人数授業を行える諸室（スペース）を確保する必要があります。
教育相談室	従来からそれほど大きいスペースが割かれている訳ではないため、すぐに転用することは難しいと考えられます。
給食室	各校の給食室を廃止して、複数校への給食提供を可能とする共同の給食調理場を新設したり、民間委託したりすることで、給食室を廃止する可能性はあります。関係者の理解・協力を得つつ、新たな給食提供方法を検討する等、条件付きではありますが、転用可能性はあると考えられます。
ランチルーム	区内においても既に普通教室への転用実績もあることから、転用可能性はあると考えられます。
プール	消防法により、消防水利として指定されており、すぐに転用することは難しいと考えられます。プールを廃止する際に消防署への届け出が必要であり、廃止後の跡地活用については、各学校や地域等のニーズを十分に踏まえることが重要です。なお、水泳指導の外部委託と合わせて、プールの管理運営のあり方を見直す可能性はあると考えられます。

(4) 学校内学童のあり方の検討

本区では、小学校6年生まで受け入れています。入会希望者が多く、一部の学童では、低学年段階で定員に達しています。

学校内学童クラブについては、ニーズやメリット等も勘案し、そのあり方についても検討することが重要です。

【会議での主な意見】

- ・小学校と同じ敷地内に学童クラブがあることのメリットは大きい。こうした学童クラブは、1・2年生の在籍が多い傾向がみられ、ニーズは高いと感じる。
- ・学童クラブはできる限り学校の敷地内で整備をしたいが、なかなか難しい現状もある。学校近くの民間ビルを活用するという方法も検討していく必要があるのではないか。
- ・学校の近くに学童クラブを単独で新設するのが難しいようであれば、施設を上手く共有する仕組みを考えていくという方向性もあるかもしれない。
- ・千代田区合同学童教室というアイデアもある。千代田区の学童を全員同じところに集め、巡回バスで行きも帰りも送迎する。学童はできるだけ学校の近くが良いと思うが、それが難しいようであれば思い切ってそのようなことをやってみるのも良いかもしれない。学区を越えた友だちもできるかもしれない。

＜課題解決の方向性＞

小学校と同じ敷地内にあり、特に低学年の児童やその保護者にとって安全・安心である学校内学童はニーズが高いといえます。一方、児童数の増加に伴ったスペースの確保が求められていることから、学校内の諸室の整理と併せて検討を行い、場合によっては近隣施設の利用も検討していく必要があります。

具体的な取組案

1. 学校と同じ敷地内に学童クラブがあることはメリットも大きくニーズも高いため、学校内学童クラブは引き続き設置する。



2. 児童数の増加に伴いスペースの確保が難しい学童クラブについては、学校や併設施設とのスペースの共有も視野に調整する。(例. 特別教室の学校との共有 等)



3. 学童クラブの需要が高い学校については、近隣への新たな学童クラブの整備を検討する。

2 中期的課題（2030年（令和12年）までに解決すべき課題）

（1）大学等各種学校、企業等との連携（産学官連携）強化

本区の地域特性の一つである、大学や私立学校・在日外国人学校等が集積する文教のまちという側面を活かしつつ、地域の中で学びを実践する各主体との連携・協働により、子どもたちの主体性や創造力を育むための実践的な学びの機会を創出することが重要です。

各学校において、既に大学や企業との連携による取組は実施されており、そうした取組をさらに深化・継続させるための仕組みの構築が重要です。

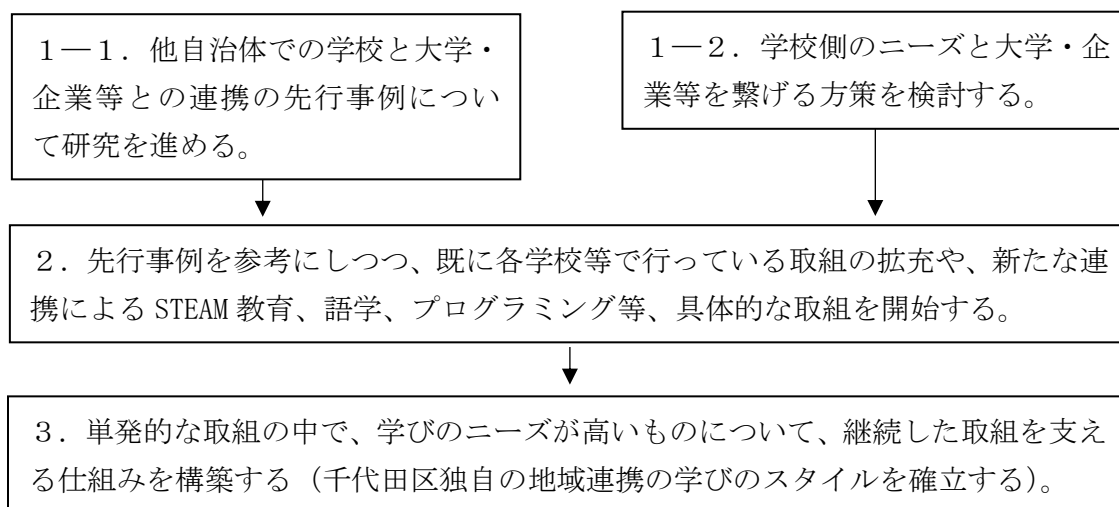
【会議での主な意見】

- ・大学施設が集まっている千代田区でしかできないことがあると考えている。例えば、午前中は各学校で授業をして、午後からは子どもたちが大学等自分で好きな場所を選んで学びに行けるというような仕組みができれば面白いのではないかと。
- ・千代田区ならではの連携ということでは、大学だけではなく、企業や国際的な機関等との連携も考えられるのではないかと。

《課題解決の方向性》

大学、企業等と既に連携を行っている事例を研究し、本区の地域特性や各地域・学校の特色を活かした、新たな学びのスタイルの確立について検討していく必要があります。

具体的な取組案



(2) 建替え、大規模改修

施設の建替えや大規模改修に際しては、児童・生徒数の増減に柔軟に対応することを念頭に置いた教室・空間を整備する等、子どもたちがいきいきと活動し、安全・安心に過ごせる施設環境を確保することが重要です。

【会議での主な意見】

- ・ 建替えや大規模改修の際に校舎を高層化することに関しては、日陰の問題等について、地域住民の理解を得る必要がある。こうした課題については、日常的に子どもたちがいる姿を見せていき、子どもがたくさんいる地域であることを地域住民に実感してもらうアプローチも必要なのではないかと。
- ・ 一方、校舎の地下化については、メリット・デメリット、コストも含めて慎重な検討が必要であろう。

(3) 近隣施設の利用

従来の固定概念に捉われずに、環境変化に応じて柔軟で創造的な学習空間を確保するために、現在の各学校に併設している機能を近隣の施設に転換していくことの可能性について検討することが重要です。

【会議での主な意見】

- ・ 千代田区は、小学校に他の施設を併設しているため、併設している施設もあわせてどうあるべきかを考えていく必要があるだろう。
- ・ 自治体によっては学校のプールを廃止して、公立や民間のプールを利用している。屋内のオールシーズン使えるプールを活用するという考えは新たな発想につなげていけるかもしれない。

＜課題解決の方向性＞

- ・ 子どもの安全・安心を重視した教育環境や地域全体で子どもの健やかな育ちを支える環境づくりのために、施設の建替えや大規模改修、学校に併設している機能の近隣施設への移転等を検討していく必要があります。

具体的な取組案

〔(2) 及び (3)〕

1. 児童・生徒数の将来推計も踏まえつつ、安全・安心、地域との連携を考慮した建替え、改修計画及び移転計画策定に向けた協議体制づくりに着手する。



2. 改修計画及び移転計画策定のための各種基礎調査を実施し、計画を策定する。



3. 改修計画及び移転計画に基づく、設計・工事、移転を開始する。
児童・生徒数の増減に柔軟に対応できる教室・空間を確保する。

3 長期的課題（2030年（令和12年）以降に解決すべき課題）

（1）特認校制の導入検討

通学区域に関係なく、希望により就学できる制度（特認校制）の導入が、近隣区で導入されています。

児童・生徒の個性に合った学校選びが可能であり、各校の特色を活かした学校づくりを推進できる点を踏まえて、特認校制の導入を検討することが重要です。

【会議での主な意見】

- ・選ばれる学校とそうでない学校が出ないように魅力作り等を進めていかなければならないだろう。
- ・小学生、特に低学年は地域との繋がりなどの面で、特認校制度を導入することへの課題もあるのではないかな。

（2）新たな学校種別（小中高一貫教育校、義務教育学校等）の整備検討

6・3・3制では難しい長期的な視野に立った教育により、児童・生徒の特徴にあった指導ができる小中高一貫教育校が、全国初めて都内に開校しました。

新しい時代の学びを実現するという観点から、本区において、新たな学校種別（小中高一貫教育校、義務教育学校等）の整備について検討することが重要です。

【会議での主な意見】

- ・新設の学校を建てるとした場合には、義務教育学校や施設一体型の小・中学校など、これまでと異なるものを据えるという方向性がよいのではないかな。
- ・令和4年4月に、公立初の小中高一貫教育校となる都立立川国際中等教育学校の附属小学校が開校するが、例えば、九段中等教育学校に附属の小学校を設置するという発想もあるかもしれない。同じ敷地に整備するのが難しいのであれば、別の敷地に小学校部門を整備して運用していく方法もあるかもしれない。

《課題解決の方向性》

児童・生徒及び保護者に新たな選択肢を提供し、新たな学びを実現するという観点から、特認校制や新たな学校種別の整備について、他自治体の事例を調査し、本区における導入の可能性を検討していく必要があります。

具体的な取組案

〔(1) 及び (2)〕

1. 新たな選択肢を提供し、児童・生徒の個性に合った学校選びや新しい時代の学びを実現するため、従来の通学区域に関わらず就学できる特認校制や、小中高一貫教育校や義務教育学校等、新たな学校種別の整備等を検討する。



2. 他自治体の先行事例を調査し、本区の特性を活かした制度の導入可能性を検討する。



3. 各校や地域の特徴を活かした独自の学びのプログラム・場づくりを検討し、新たな制度を導入した場合の効果、問題点・課題を整理し、導入可否を判断する



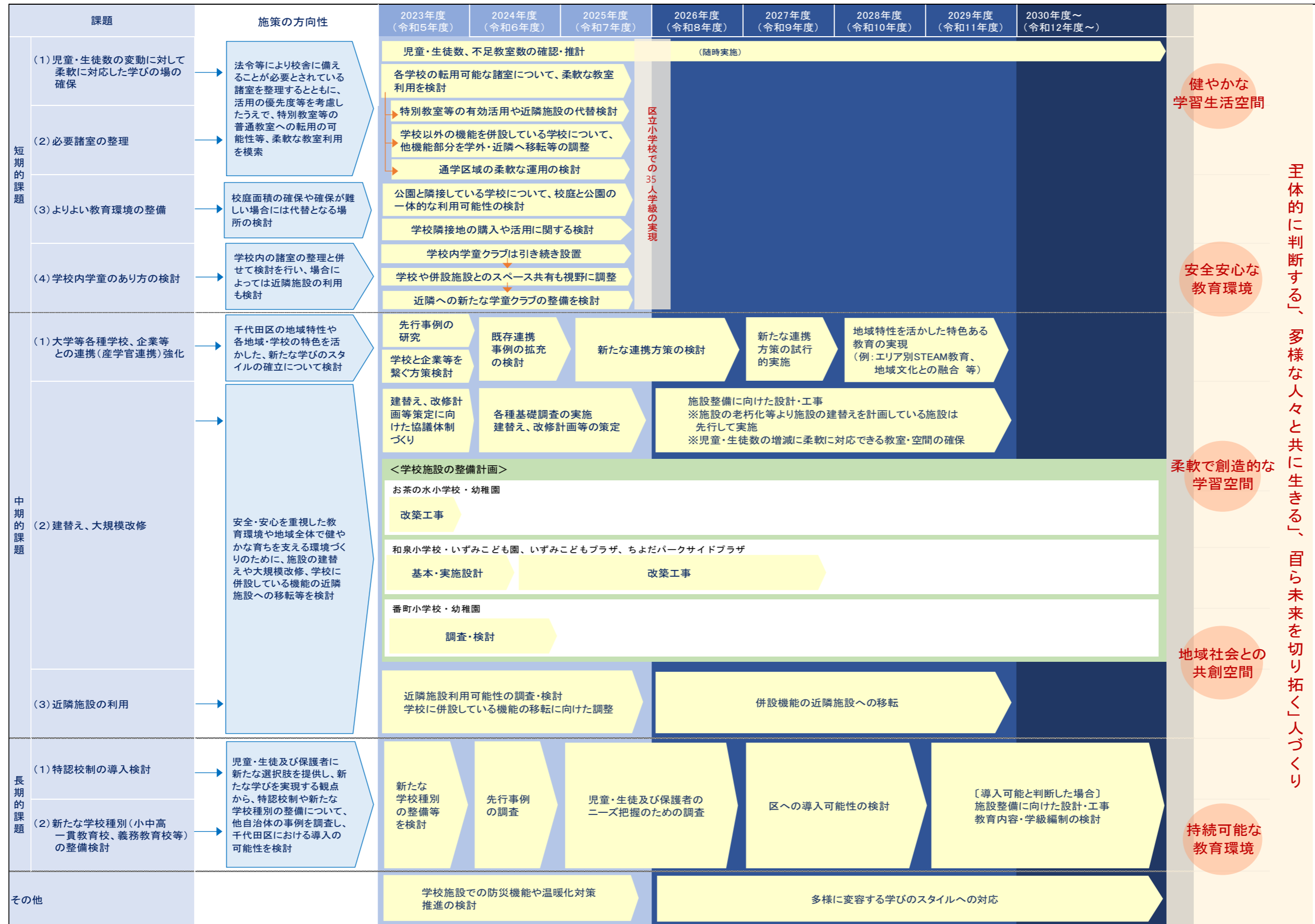
4. 導入が可能と判断された場合、施設整備に向けた設計・工事、教育内容・学級編成等を検討する。

4 その他

【会議での主な意見】

- ・地域の核として、学校の避難所機能という面も重要だろう。
- ・他自治体と比較して検討する場合、23区全体と比較するよりも、状況（児童・生徒数の増加等）が類似した自治体と比較するのが良いのではないかと。

5 ロードマップ案



主体的に判断する、多様な人々と共に生きる、自ら未来を切り拓く人づくり

今後の学校等のあり方基本構想

中間報告（案）

【資料編】

調 整 中

令和4年12月

今後の学校等のあり方基本構想策定委員会

目 次

1	23 区の学校選択制、義務教育学校等の状況（令和 4 年度）	1
2	都立小中高一貫教育校の開校	2
3	各学校の教室数・併設している施設の状況等	3
4	令和 4 年度「特色ある教育活動」等における大学・企業等との連携について	8
5	区内にある学びに関わる大学・企業等	15
6	小学校設置基準等の関係法令	16
7	短期的課題に関連した参考資料・事例	25
8	中期的課題に関連した参考資料・事例	38
9	長期的課題に関連した参考資料・事例	46

1 23区の学校選択制、義務教育学校等の状況（令和4年度）

学校選択制の状況をみると、小学校においては、地域の児童数等実情に応じ、隣接区域選択制や特認校制等を実施している区もあります。中学校については多くの区で自由選択制を実施しています。

	区名	小学校					中学校					小中一貫校 義務教育学校等 学校名 (太字は義務教育学校)
		自由 選択制	ブロック 選択制	隣接区域 選択制	特認校制	特定地域 選択制	自由 選択制	ブロック 選択制	隣接区域 選択制	特認校制	特定地域 選択制	
1	千代田区						○					
2	中央区				○ R4:5校	○	○					
3	港区			○			○					・お台場学園<施設一体型> ・白金の丘学園<施設一体型>
4	新宿区						○					
5	文京区						○					
6	台東区						○					
7	墨田区			○			○					
8	江東区	○ 徒歩2km以内					○					・有明学園<施設一体型> ・有明小学校・中学校 [※] ※小中併設。小中一貫校ではない
9	品川区			○			○					・日野学園<施設一体型> ・伊藤学園<施設一体型> ・八潮学園<施設一体型> ・荏原平塚学園<施設一体型> ・品川学園<施設一体型> ・豊葉の社学園<施設一体型>
10	目黒区			○ 当面休止						○		
11	大田区											
12	世田谷区											・芦花小学校・芦花中学校 [※] ※小中併設。小中一貫校ではない。
13	渋谷区						○					・渋谷本町学園<施設一体型>
14	中野区											
15	杉並区											・杉並和泉学園<施設一体型> ・高円寺学園<施設一体型>
16	豊島区			○						○		・池袋本町小学校・池袋中学校 [※] ※小中併設。小中一貫校ではない。
17	北区											・王子小学校・王子中学校 [※] ※小中併設。小中一貫校ではない。
18	荒川区			○			○					
19	板橋区			○			○					
20	練馬区						○					・大泉桜学園<施設一体型>
21	足立区			○			○					・興本扇学園<施設分離型> ・新田学園<施設分離型>
22	葛飾区											・新小岩学園<施設分離型> ・高砂けやき学園<施設分離型>
23	江戸川区	○ 徒歩1.2km 以内					○					・葛西小学校・葛西中学校 [※] ※小中併設。小中一貫校ではない。
	合計	2	0	8	1	1	15	0	2	0	0	小中一貫校 10 義務教育学校 7 その他(小中併設) 5

自由選択制	当該区市町村内の全ての学校について選択を認めるもの
ブロック選択制	当該区市町村内をブロックに分け、そのブロック内の学校について選択を認めるもの
隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の学校について選択を認めるもの
特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該区市町村内のどこからでも選択を認めるもの
特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

参考：東京都教育委員会ホームページ
https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/primary_and_junior_high/school_choice.html
 各区ホームページ

2 都立小中高一貫教育校の開校

令和4年4月に、全国初の公立小中高一貫教育校である、東京都立立川国際中等教育学校附属小学校が開校しました。

同校は、小学校から中等教育学校までの12年間一貫した教育課程を編成し、次代を担う児童・生徒一人一人の資質や能力を最大限に伸ばさせるとともに、豊かな国際感覚を養い、世界で活躍し貢献できる人間を育成することを目的としています。

都立小中高一貫教育校が目指す教育	小学校から中等教育学校までの12年間一貫した教育課程を編成し、次代を担う児童・生徒一人一人の資質や能力を最大限に伸ばさせるとともに、豊かな国際感覚を養い、世界で活躍し貢献できる人間を育成することを目的とする学校です。
都立小中高一貫教育校の教育方針	<ul style="list-style-type: none"> ○自ら課題を認識し、論理的に考え、判断し、行動できる力を育てます。 ○世界で通用する語学力を育み、それを支える言語能力を向上させます。 ○日本の伝統・文化を理解し尊重するとともに、多様な価値観を受容し、主体的に国際社会に参画する力を育てます。 ○異学年との学習活動や地域連携、国際交流を通じて、他者を思いやり、協働して新しい価値を想像する力を育てます。

(出典：東京都教育委員会ホームページ)

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/consistent_school/about.html#moku4

3 各学校の教室数・併設している施設の状況等

学校名	教室等の名称	数	併設している施設	備考	
麴町小学校	普通教室	19	<ul style="list-style-type: none"> ・麴町幼稚園【1階】 ・アフタースクールこうじ町 (学校内学童クラブ)【1階】 ・麴町出張所【1階、地下1階】 	施設設計当時の普通教室数：12 既に転用工事を行った特別教室等を含めた普通教室使用可能数：21 令和4年3月末時点で想定している普通教室最大確保可能数：21	
	理科室(準備室)	1			
	音楽室(準備室)	2			
	図工室(準備室)	1			
	調理実習室(準備室)	1			
	図書室	1			
	特別活動室	特別支援教室			2
		少人数算数室			1
		スクールカウンセラー室			1
		ランチルーム			1
	教育相談室	1			
	給食室	1			
一時未使用室	1				
九段小学校	普通教室	17	<ul style="list-style-type: none"> ・九段幼稚園【1, 2階】 ・九段小学校アフタースクール (学校内学童クラブ)【1階】 	施設設計当時の普通教室数：当初12⇒設計変更18 既に転用工事を行った特別教室等を含めた普通教室使用可能数：19 令和4年3月末時点で想定している普通教室最大確保可能数：20	
	理科室(準備室)	1			
	音楽室(準備室)	1			
	図工室(準備室)	1			
	家庭科室(準備室)	1			
	図書室	1			
	特別活動室	通級教室			3
		少人数教室			2
		ランチルーム			1
	教育相談室	1			
給食室	1				

※令和4年4月時点。

学校名	教室等の名称	数	併設している施設	備考	
番町小学校	普通教室	14	<ul style="list-style-type: none"> ・番町幼稚園【独立園舎】 ・アフタースクール番町第一・第二（学校内学童クラブ）【地下1階】 	施設設計当時の普通教室数：24 既に転用工事を行った特別教室等を含めた普通教室使用可能数：16 令和4年3月末時点で想定している普通教室最大確保可能数：19	
	理科室（準備室）	1			
	音楽室（準備室）	1			
	図工室（準備室）	1			
	家庭科室（準備室）	1			
	コンピュータ室	1			
	図書室	2			
	特別活動室	特別支援教室			1
		少人数教室			1
		英語少人数教室			1
		ランチルーム			1
	教育相談室	1			
	給食室	1			
	準備室	1			
倉庫	1				
富士見小学校	普通教室	15	<ul style="list-style-type: none"> ・ふじみこども園【2, 3階】 ・富士見わんぱくひろば【5階】 	施設設計当時の普通教室数：12 既に転用工事を行った特別教室等を含めた普通教室使用可能数：16 令和4年3月末時点で想定している普通教室最大確保可能数：20	
	理科室（準備室）	1			
	音楽室（準備室）	1			
	図工室（準備室）	1			
	家庭科室（準備室）	1			
	特別支援学級用教室	1			
	コンピュータ室	1			
	図書室	1			
	特別活動室	特別支援教室			2
		ステップ教室			1
		算数少人数教室			1
		ラーニングルーム			1
		ランチルーム			1
	教育相談室	1			
給食室	1				
多目的スペース	2				
お茶の水小学校	普通教室	15	<ul style="list-style-type: none"> ・お茶の水幼稚園【1階】 ・アフタースクールお茶の水（学校内学童クラブ）【2階】 	特別教室等を含めた普通教室使用可能数：18 ※新設予定の校舎における教室数等を記入	
	理科室（準備室）	1			
	生活科室	1			
	音楽室（準備室）	2			
	図工室（準備室）	1			
	家庭科室（準備室）	1			
	図書室（メディアスペース・ルーム）	1			
	特別活動室	1			
	ランチルーム	1			
	教育相談室	2			
	給食室	1			
	学習室	2			

学校名	教室等の名称	数	併設している施設	備考	
千代田小学校	普通教室	12	<ul style="list-style-type: none"> ・ マミーズエンジェル千代田 保育園【1階】 ・ 神田まちかど図書館【1階】 ・ 千代田幼稚園【2階】 ・ 児童・家庭支援センター（さくらキッズ）【6階】 ・ 教育研究所【7階】 ・ アフタースクールさくら第一・第二（学校内学童クラブ）【7階】 	施設設計当時の普通教室数：12 既に転用工事を行った特別教室等を含めた普通教室使用可能数：14 令和4年3月末時点で想定している普通教室最大確保可能数：14	
	特別支援学級用教室	4			
	理科室（準備室）	1			
	音楽室（準備室）	1			
	図工室（準備室）	1			
	家庭科室（準備室）	1			
	図書室	1			
	特別活動室	特別支援教室（ステップ）			2
		ことばの教室			1
		少人数学習教室			1
		プレイルーム			1
	児童会室	1			
	教育相談室	1			
給食室	1				
会議室	1				
昌平小学校	普通教室	9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昌平幼稚園【1階】 ・ 小学館アカデミー昌平保育園【1階】 ・ 昌平まちかど図書館【1階】 ・ 神田児童館【5階】 	施設設計当時の普通教室数：12 既に転用工事を行った特別教室等を含めた普通教室使用可能数：12 令和4年3月末時点で想定している普通教室最大確保可能数：12	
	理科室（準備室）	1			
	音楽室（準備室）	1			
	図工室（準備室）	1			
	家庭科室（準備室）	1			
	図書室	1			
	特別活動室	ステップ教室			1
		なかよし相談ルーム			1
		少人数学習教室			1
		児童会室			1
	教育相談室	1			
給食室	1				
（普通教室を分割）	3				
和泉小学校	普通教室	13	<ul style="list-style-type: none"> ・ いずみこども園【1階】 ・ いずみこどもプラザ【5, 6階】 ・ ちよだパークサイドプラザ【5～7階】 	施設設計当時の普通教室数：12 既に転用工事を行った特別教室等を含めた普通教室使用可能数：14 令和4年3月末時点で想定している普通教室最大確保可能数：15	
	理科室（準備室）	1			
	音楽室（準備室）	1			
	図工室（準備室）	1			
	家庭科室（準備室）	1			
	特別活動室	特別支援教室			1
		算数ルーム			1
		学習教室			1
		多目的室			1
	給食室	1			

学校名	教室等の名称	数	備考		
麴町中学校	普通教室	15	施設設計当時の普通教室数：12		
	理科室（準備室）	2			
	音楽室（準備室・楽器庫）	1			
	美術室（準備室）	1			
	技術室（準備室）	1			
	家庭科室（準備室）	1			
	図書室（準備室）	1			
	コンピュータ準備室	1			
	特別活動室	特別支援学級		3	既に転用工事を行った特別教室等を含めた普通教室使用可能数：17
		生徒会室		1	
		合同教室（階段教室）	1		
		特別支援教室	1		
		会議授業室	1	令和4年3月末時点で想定している普通教室最大確保可能数：17	
		22教室（小人数教室）	1		
		カフェテリア（ランチルーム）	1		
		41教室（小人数教室）	1		
	42教室（小人数教室）	1			
	教育相談室	3			
	給食室	1			
	武道場	1			
合同教室	1				
礼法室	1				
多目的スペース	3				

学校名	教室等の名称	数	備考	
神田一橋中学校	普通教室	8	施設設計当時の普通教室数：12 既に転用工事を行った特別教室等を含めた普通教室使用可能数：12 令和4年3月末時点で想定している普通教室最大確保可能数：12	
	理科室（準備室）	2		
	音楽室（楽器庫）	2		
	美術室（準備室）	2		
	技術室（準備室）	1		
	家庭科室（準備室）	2		
	コンピュータ室	1		
	図書室	1		
	特別活動室	英語科センター①（小人数教室）		1
		英語科センター②（小人数教室）		1
		英語科センター③（小人数教室）		1
		社会科センター①（小人数教室）		1
		社会科センター②（小人数教室）		1
		数学科センター（小人数教室）		1
		数学科センター①（小人数教室）		1
		数学科センター②（通信教育室）		1
		生徒会室		1
		理科センター①（小人数教室）		1
		通級教室 1		1
		通級教室 2		1
		通級教室 3		1
		通級教室 4		1
	通信保健室	1		
	ユーティリティ教室	1		
	教育相談室	1		
	厨房	1		
	会議室	2		
多目的スペース	1			
武道場	1			
和室	2			
ICT 準備室	1			
社会・英語教材室	1			
国語・数学教材室	1			
通信相談室	1			

4 令和4年度「特色ある教育活動」等における大学・企業等との連携について

(1) 大学等との連携

事業名	連携先	事業のねらい・効果 / 実施内容・方法
自然に親しむ	大妻女子大学	栽培に必要な専門的な知識、実際の栽培の仕方を知るため、講師を招聘して指導を受ける。
自然体験	大妻女子大学	四季を通して、植物や虫と触れ合えるよう、草花を育てる活動や虫などの生き物を呼び込む自然環境をつくる。また、園庭で育てた草花を鑑賞のために飾ったり、翌年のために土を耕したりするなど、一連の作業を子どもたちと共に行う。
教育アシスタント (学生ボランティア特別支援)	学生ボランティア	保育中や預かり保育の中で、個別に安全の確保をしたり援助をしたりする必要がある場合に個別の支援を行う。
中国の獅子舞と触れ合う	東京中華学校 高校生	東京中華学校の獅子舞の公演を見る。
ふじみアート	東京藝術大学	5歳児を対象に、様々な素材や道具を使って、創作活動を行う。
お話コンチェルト	洗足学園音楽 大学	絵本のストーリーに合わせ生演奏を聴く。使用する楽器の特徴を知る。
生活の中のエコ	東京家政学院 大学	講師による食育指導 エコとは何か？なぜ必要なのか？を理解する。自分にできるエコについて考え、目標を立てる。
はやね はやおき あさごはん	東京家政学院 大学	講師による食育指導 朝ごはんをしっかりと食べて健康な体づくりに努める。
星と月の学習	大妻女子大学	大学教授から専門的な話や観察の仕方を学び、児童の興味・関心を高める。宿泊体験活動における天体観測との接続を図る。

事業名	連携先	事業のねらい・効果 / 実施内容・方法
ふれあい体験広場	大妻女子大学	本校行事の「ふれあい体験広場」で、大学の教授と学生から科学体験について学ぶ。
大豆のパワー	大妻女子大学	講師による食育指導 「姿を変える」という視点から、大豆が様々な食品に姿を変えることを知る。大豆に含まれる栄養素のはたらきを知る。
学習支援	学校近隣の教員志望の学生	個に応じた指導の充実を図るため、低学年・中学年の主に国語や算数でITの授業を実施する。
水泳指導の充実	大妻女子大学	特別支援学級在籍児童とともに活動を行うため、より安全確保を行う。また、児童の泳力向上を目指した指導の充実を図る。
マーチングバンドの指導	東京音楽大学	本校の伝統であるマーチングバンドの技術向上を図るため、パートごとに練習を行う。
地域との連携 (国際理解教育)	東京医科歯科大学	留学生の出身国についての講話を聞いた後に、日本文化を紹介する。
人権教育授業	昭和大学	全学年を対象に低学年と高学年に分け授業を行い人に対する思いやりや誰に対しても公平の気持ちを培う。
【アフタースクール】補習塾・発展塾 自習サポーター ティーチングアシスタント	各大学	希望する生徒及び習熟が必要な生徒に対し、各学年ごとに、数学、英語について、授業に沿った補習的な内容を指導する。また、理解が進んでいる生徒に対しては、国語、数学、英語について発展的な内容について指導する。3年生に対しては高校入試対策の授業も行う。さらに、支援が必要な生徒に対し、個別指導を行う。
探究ワークショップ	東京大学	「総合的な探究の時間」において課題解決の方法を学ぶ。
東大金曜講座	東京大学	興味関心に応じた学びの深化
イングリッシュシヤワー	各大学 (留学生)	英語学習

(2) 企業等との連携

事業名	連携先	事業のねらい・効果 / 実施内容・方法
雅楽に親しむ	日枝神社宮司	誕生会で、雅楽を鑑賞する。
劇団風の子ワークショップ	劇団 風の子	劇団風の子の参加型作品の上演に参加する。
造形活動	アーツ千代田 3331	身近な自然物を使って、開園20周年を祝う作品作りをする。
パラリンピアンとの交流	株式会社プラ ミン	車いす陸上または車いすバスケの選手を招聘し、話を聞き、車いすを体験する。
運動遊び	(株) 総合体 育研究所	幼児が園生活や遊びの中で、経験の少ない動きについて教師が捉え、それらを経験できる遊びを運動遊びのインストラクターと共に検討する。園内や施設内の場、遊具・用具を活用して、検討した遊びを行う。
親子体験活動	公益社団法人 日本シェアリ ングネイチャ ー協会 総合体育研究 所 保育と自然を つなぐ研究会 ウレシパシモ リ	3～5歳児各学年を3つずつの親子のグループに分け、自然コーナー、運動遊びコーナー、自然物を使った造形コーナーの3つのコーナーを回って体験する。
コーディネーシ ョントレーニング	JACOT	4・5歳児を対象に、講師の指導のもとに、遊びながら頭と体を使うことを楽しむ。
移動動物園	(株) どうぶつ むら	園庭を会場とし、業者が準備したコーナーを全園児が順番に体験する。
音と遊ぼう	野仲音楽事務 所	園で親しんでいる歌を選曲し、乳児部と幼児部に分け、コンサートを実施する。

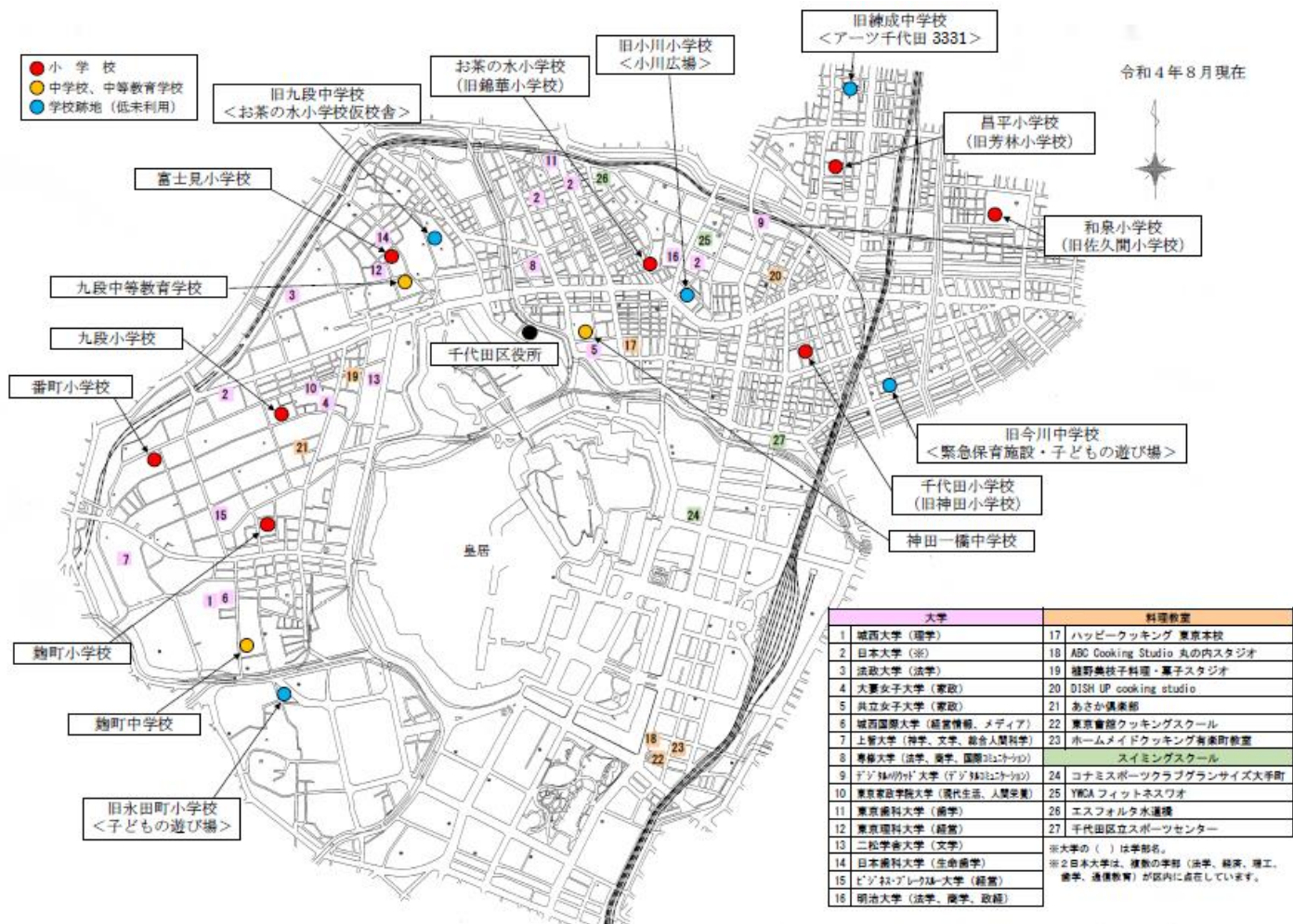
事業名	連携先	事業のねらい・効果 / 実施内容・方法
ミニバスケットボール指導	児童家庭支援センター主催 放課後子ども教室と連携した事業。ミニバスに関する技術指導 学生ボランティア	放課後にスポーツ体験の場を作ることで、児童が楽しく体を動かすこととともに、休み時間等にも自主的に遊ぶことで、体力向上を図る。(オリパラ教育・伝統文化教育の推進)
令和の日本型学校教育の充実 ICT教育	株式会社富士電機	主体的な学習活動を通して、対話によって自分の考えなどを広げたり、深めたりする授業研究を行い、授業改善を図る。また、ICT機器の日常的な技術支援を通して、効果的な使い方を実現していく。
キャリア教育	株式会社ミエタ	キャリアについて具体的な考え方を、講師から指導いただき、自分のキャリアについての意識を形成していく。
お箸知育教室	(株)兵左衛門	講師による食育指導 箸に込められた日本人の思いや、正しい箸の持ち方を知る。廃材を利用して、自分の手の大きさに合った箸を作る。
スポーツおにごっこ	一般社団法人 鬼ごっこ協会	鬼ごっこ協会の講師に様々な鬼ごっこの遊び方を指導していただき、運動の日常化を図る。
体力向上	株式会社プラミン	5年生を対象に外部講師を招き、種目の説明や技の体験を通じて、運動の楽しさを教えていただく。
パラリンピアンとの交流	東京都障害者スポーツ協会	高学年の児童が障害者スポーツを体験しながら、将来の社会の担い手としての社会貢献について考える。

事業名	連携先	事業のねらい・効果 / 実施内容・方法
オリンピック・パラリンピック教育推進	株式会社ブラミン 株式会社ZOTT	種目の説明や技の体験を通じて、アスリートとふれあう。
体力向上	日本キッズアスレティックス協会	基本運動プログラム（走・跳・投）を体験し、基礎的・基本的な技能の向上を図る。
神田川船の会	神田川船の会	CESの環境配慮活動および総合的な学習の時間の取組みとして。神田川の観察を通して地域の環境保全の意識や思考力を育む。
フットサルを楽しもう	株式会社ZOTT	基本的な運動の動きを学び、チームでのプレーの楽しさを味わう。
秋葉原のよさを発見	秋葉原タウンマネジメント株式会社	電気部材を用いたキット作成（ラジオ、イルミネーション等）を体験し、地域の方から秋葉原のよさを学ぶ
鍵盤ハーモニカ講師	下倉楽器	初めての鍵盤ハーモニカ指導を講師の先生にお願いすることで1年生の鍵盤ハーモニカに対する意欲を向上させる。
ハートグローバル	特定非営利活動法人 じぶん未来クラブ	ハートグローバルの大学生と生徒が共にダンスを創作する3日間の過程において、生徒は自己開示を経験し、さらに英会話能力を高めることができる。また、各国の大学生との交流により、国際理解教育を推進する。
クエストエデュケーション	教育と探求社	総合の時間を活用して、企業からのミッションを受け、社会の中で企業が果たす役割等を調査し学習する。その結果についてプレゼンテーションを行うことにより、企業や職業が社会に対し、どのような貢献をしているかを学ぶ。また、2月のクエストカップの全国大会への出場を目指す。
【授業 保体(武道)】合気道 技術指導支援	NPO 法人合気道養神館龍	合気道の専門家による授業指導を行い、日本の伝統文化でもある武道についての理解と、体力の向上と護身の技術を身に付ける。

事業名	連携先	事業のねらい・効果 / 実施内容・方法
【授業】 華道 (日本の伝統文化)	池坊東京麗光 会支部	華道の基礎を学び、日本の伝統文化についての理解を深める。
【授業】 茶道 (日本の伝統文化)	茶道裏千家汲 古会	茶道の基礎を学び、日本の伝統文化についての理解を深める。
【アフタースクール】スイミング講座	Style1	一般の生徒を対象に水泳技能と体力の向上とオリンピック・パラリンピックの関心を高める。
【アフタースクール】農場運営	ナチュラルアート	講座に登録した生徒に対して、専門家による、農地にした屋上庭園での生産・収穫・販売等の経済活動の指導を行う。
夏季冬季学習教室・直前対策講座	民間教育機関 を活用	長期休業中に学習教室を実施し、基礎学力、応用力の育成をめざすとともに、入試直前の対策を強化するために講座を開催する。
放課後英会話講座	民間教育機関 を活用	英会話に興味ある生徒対象にネイティブの講師による授業で、英語スピーキング能力の向上をめざす。
放課後プログラミング教室	民間教育機関 を活用	プログラミングの基礎を学習する。
ライフスキル	N P O 法人 「修理的対話 フォーラム」	人間関係を構築し、友人間で問題解決能力を身に付ける。
伝統文化の学習 和装	和装教育国民 推進会議	伝統文化の学習の一環として、着付体験をする機会を設け、理解を深める。
伝統文化の学習 茶道	民間教育機関 を活用	伝統文化の学習の一環として、茶道体験をする機会を設け、理解を深める。
伝統文化の学習 和楽器	民間教育機関 を活用	伝統文化の学習の一環として実際に和楽器の鑑賞・体験をする機会を設け、和楽器への理解を深める。
伝統文化の学習 囲碁講座	民間教育機関 を活用	伝統文化の学習の一環として、囲碁の専門家から指導を受ける講座を開設し、囲碁の技術を向上し、理解を深める。

事業名	連携先	事業のねらい・効果 / 実施内容・方法
企業訪問	千代田区内等の複数の事業所	キャリア教育
職場体験	千代田区内等の複数の事業所	キャリア教育
キャリア講演会	大学・企業等	キャリア教育
探究ワークショップ	三菱総研	「総合的な学習の時間」において課題解決の方法を学ぶ。
金融教育	みずほフィナンシャル・グループ	国際理解教育の一環として、金融面から国際理解を深める。
江戸っ子塾	伝統芸能の諸分野の専門家	国際理解教育の一環として、日本の伝統文化を学ぶ。
国際理解教育	特定非営利活動法人 開発教育協会 (DEAR)	国際理解教育の一環として、望ましい社会の在り方について学ぶ。
大使館訪問	各国大使館	国際理解教育の一環として、他国と日本とのかかわり方や現状を学ぶ。
進路講演会	駿台予備学校 河合塾 各種専門学校 等	進路指導

5 区内にある学びに関わる大学・企業等



6 小学校設置基準等の関係法令

(1) 小学校設置基準（平成十四年三月二十九日文科科学省令第十四号）

最終改正：平成一九年一二月二五日文部科学省令第四〇号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、小学校設置基準を次のように定める。

小学校設置基準

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 編制（第四条—第六条）
- 第三章 施設及び設備（第七条—第十二条）
- 附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 小学校は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

- 2 この省令で定める設置基準は、小学校を設置するのに必要な最低の基準とする。
- 3 小学校の設置者は、小学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

第二条 削除

第三条 削除

第二章 編制

（一学級の児童数）

第四条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（学級の編制）

第五条 小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を一学級に編制することができる。

（教諭の数等）

第六条 小学校に置く主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は、一学級当たり一人以上とする。

- 2 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長、副校長若しくは教頭が兼ね、又は助教諭若しくは講師をもって代えることができる。
- 3 小学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

第三章 施設及び設備

(一般的基準)

第七条 小学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(校舎及び運動場の面積等)

第八条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

(校舎に備えるべき施設)

第九条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

- 一 教室（普通教室、特別教室等とする。）
- 二 図書室、保健室
- 三 職員室

2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、特別支援学級のための教室を備えるものとする。

(その他の施設)

第十条 小学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校具及び教具)

第十一条 小学校には、学級数及び児童数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(他の学校等の施設及び設備の使用)

第十二条 小学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

別表 （第八条関係）

イ 校舎の面積

児童数	面積（平方メートル）
一人以上四〇人以下	500
四一人以上四八〇人以下	$500 + 5 \times (\text{児童数} - 40)$
四八一人以上	$2700 + 3 \times (\text{児童数} - 480)$

ロ 運動場の面積

児童数	面積（平方メートル）
一人以上二四〇人以下	2400
二四一人以上七二〇人以下	$2400 + 10 \times (\text{児童数} - 240)$
七二一人以上	7200

(2) 中学校設置基準（平成十四年三月二十九日文科省令第十五号）

最終改正：平成十九年一月二五日文部科学省令第四〇号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、中学校設置基準を次のように定める。

中学校設置基準

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 編制（第四条—第六条）
- 第三章 施設及び設備（第七条—第十二条）
- 附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 中学校は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

- 2 この省令で定める設置基準は、中学校を設置するのに必要な最低の基準とする。
- 3 中学校の設置者は、中学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

第二条 削除

第三条 削除

第二章 編制

（一学級の生徒数）

第四条 一学級の生徒数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（学級の編制）

第五条 中学校の学級は、同学年の生徒で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の生徒を一学級に編制することができる。

（教諭の数等）

第六条 中学校に置く主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は、一学級当たり一人以上とする。

- 2 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長、副校長若しくは教頭が兼ね、又は助教諭若しくは講師をもって代えることができる。
- 3 中学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

第三章 施設及び設備

（一般的基準）

第七条 中学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(校舎及び運動場の面積等)

第八条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

(校舎に備えるべき施設)

第九条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

一 教室(普通教室、特別教室等とする。)

二 図書室、保健室

三 職員室

2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、特別支援学級のための教室を備えるものとする。

(その他の施設)

第十条 中学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校具及び教具)

第十一条 中学校には、学級数及び生徒数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(他の学校等の施設及び設備の使用)

第十二条 中学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

別表 (第八条関係)

イ 校舎の面積

児童数	面積(平方メートル)
一人以上四〇人以下	600
四一人以上四八〇人以下	$600 + 6 \times (\text{生徒数} - 40)$
四八一人以上	$3240 + 4 \times (\text{生徒数} - 480)$

ロ 運動場の面積

児童数	面積(平方メートル)
一人以上二四〇人以下	3600
二四一人以上七二〇人以下	$3600 + 10 \times (\text{生徒数} - 240)$
七二一人以上	8400

(3) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（一部、抜粋）

（教室の不足の範囲）

第三条 法第三条第一項第一号の教室の不足の範囲は、当該学校の保有する教室について、普通教室の数若しくは総面積、次の表に掲げる特別教室の種類ごとの数の合計数若しくはこれらの特別教室の総面積又は多目的教室（複数の学級の児童又は生徒を対象とする授業その他多様な指導方法による授業又は課外指導で普通教室又は特別教室において行うことが困難と認められるものの用に供するものとして設けられる教室で、併せて児童又は生徒の学校生活の用に供することができるものをいう。以下この項及び第七条第一項において同じ。）の総面積若しくは多目的教室及び少人数授業用教室（専ら少数の児童又は生徒により構成される集団を単位として行う授業の用に供するものとして設けられる教室をいう。同項第一号において同じ。）の総面積が学級数（法第二条第三項の学級数をいう。以下同じ。）に応じ文部科学大臣が定める基準に達しない場合とする。

学校の種類	特別教室の種類
小学校	理科教室、生活教室、音楽教室、図画工作教室、家庭教室、外国語教室、視聴覚教室、コンピュータ教室、図書室、特別活動室、教育相談室
中学校	理科教室、音楽教室、美術教室、技術教室、家庭教室、外国語教室、視聴覚教室、コンピュータ教室、図書室、特別活動室、教育相談室、進路資料・指導室
義務教育学校	理科教室、生活教室、音楽教室、図画工作教室、美術教室、技術教室、家庭教室、外国語教室、視聴覚教室、コンピュータ教室、図書室、特別活動室、教育相談室、進路資料・指導室

(4) 建築基準法（一部、抜粋）

下記に掲げる居室は採光上有効な開口部を設けなければならない。

採光が必要な居室の種類		開口部の有効面積／居室の床面積
(1)	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校の教室	1/5

第二十八条二

居室には換気のための窓その他の開口部を設け、その換気に有効な部分の面積は、その居室の床面積に対して、二十分の一以上としなければならない。ただし、政令で定める技術的基準に従って換気設備を設けた場合においては、この限りでない。

(5) 学校図書館法（一部、抜粋）

（設置義務）

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(6) 建築基準法施行令（一部、抜粋）

第二章 一般構造 第二節 居室の天井の高さ、床の高さ及び防湿方法
(居室の天井の高さ)

第二十一条 居室の天井の高さは、二・一メートル以上でなければならない。

2 前項の天井の高さは、室の床面から測り、一室で天井の高さの異なる部分がある場合においては、その平均の高さによるものとする。

第二章 一般構造 第三節 階段

(階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏面の寸法)

第二十三条 階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏面の寸法は、次の表によらなければならない。ただし、屋外階段の幅は、第二百十条又は第二百一条の規定による直通階段にあつては九十センチメートル以上、その他のものにあつては六十センチメートル以上、住宅の階段（共同住宅の共用の階段を除く。）の蹴上げは二十三センチメートル以下、踏面は十五センチメートル以上とすることができる。

		階段及びその踊場の幅	蹴上げの寸法	踏面の寸法
(一)	小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）における児童用のもの	140cm 以上	16cm 以下	26cm 以上

第五章 避難施設等 第二節 廊下、避難階段及び出入口
(廊下の幅)

第百十九条 廊下の幅は、それぞれ次の表に掲げる数値以上としなければならない。

	両側に居室がある廊下における場合	その他の廊下における場合
小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校における児童用又は生徒用のもの	2.3メートル	1.8メートル

(7) 小学校学習指導要領（一部、抜粋）

第2章 各教科 第9節 体育 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2(6)第2の内容の「D水遊び」及び「D水泳運動」の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれらを取り扱わないことができるが、これらの心得については、必ず取り上げること。

(8) 小学校施設整備指針（一部、抜粋）

第2章 施設計画 第2節 配置計画 第2 校舎・屋内運動施設 2 建物構成

(1)校舎等は、3階以下の建物として計画することが望ましい。ただし、適切な規模の敷地の確保が困難なため、やむを得ず4、5階建規模の小学校校舎、又は5階建以上の複合施設の小学校校舎を計画する場合には、低層の校舎における計画上の優位性を基盤にし、その上で、優れた立体化の手法により、周辺地域との関係、施設の計画・管理・運営上の諸課題に配慮することが重要である。

(9) 東京都建築安全条例（一部、抜粋）

第二章 特殊建築物 第二節 学校

(四階以上に設ける教室等の禁止)

第十二条 小学校及び特別支援学校並びにこれらに類する専修学校及び各種学校の用途に供する特殊建築物の四階以上の階には、教室その他の児童又は生徒が使用する居室(以下この条及び次条において「教室等」という。)を設けてはならない。ただし、次に掲げる要件に該当する場合(特別支援学校並びにこれに類する専修学校及び各種学校については、知的障害のある児童又は生徒が利用する部分に限る。)は、この限りでない。

- 一 教室等及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路(排煙上有効に外気に開放されている通路を除く。)に排煙設備を設けていること。
- 二 各階の居室の壁(床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。)及び天井(天井のない場合においては、屋根。以下この号において同じ。)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この号において同じ。)の仕上げを難燃材料でし、かつ、その居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしていること。
- 三 各階の教室等の各部分から直通階段の一に至る歩行距離又は避難階の教室等の各部分から屋外の出口の一に至る歩行距離が三十メートル以下であること。

(10) 学校教育法（一部、抜粋）

第八章 特別支援教育

第八十一条 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

2 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

(11) 学校教育法施行規則（一部、抜粋）

第四章 小学校 第一節 設備編制

第四十二条 小学校の分校の学級数は、特別の事情のある場合を除き、五学級以下とし、前条の学級数に算入しないものとする。

第八章 特別支援教育

第四百十条 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十一条、第五十二条（第七十九条の六第一項において準用する場

合を含む。)、第五十二条の三、第七十二条(第七十九条の六第二項及び第一百八条第一項において準用する場合を含む。)、第七十三条、第七十四条(第七十九条の六第二項及び第一百八条第一項において準用する場合を含む。)、第七十四条の三、第七十六条、第七十九条の五(第七十九条の十二において準用する場合を含む。)、第八十三条及び第八十四条(第一百八条第二項において準用する場合を含む。)並びに第一百七条(第一百七十七条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行う

第一百四十一条 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部において受けた授業を、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

※東京都では、「東京都特別支援教育推進計画」及び「東京都発達障害教育推進計画」において、全ての公立小・中学校に特別支援教室(教員が巡回指導することによって、これまで通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒に対して通級指導学級を行ってきた特別な指導を、在籍校で受けられるようにする仕組み)を設置することとしている。

(12) 消防水利の基準(一部、抜粋)

第一条 この基準は、市町村の消防に必要な水利について定めるものとする。

第二条 この基準において、消防水利とは、消防法(昭和三十二年法律第八十六号)第二十条第二項に規定する消防に必要な水利施設及び同法第二十一条第一項の規定により消防水利として指定されたものをいう。

2 前項の消防水利を例示すれば、次のとおりである。

- 一 消火栓
- 二 私設消火栓
- 三 防火水そう
- 四 プール
- 五 河川、溝等
- 六 濠、池等
- 七 海、湖
- 八 井戸
- 九 下水道

7 短期的課題に関連した参考資料・事例

普通教室の要件

【必須】

- 居室（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校の教室）は、採光上有効な開口部を設けなければならない。具体的には、以下のとおり。
開口部の有効面積／居室の床面積＝1／5
- 居室の天井の高さは、2.1メートル以上でなければならない。

【望ましい】

- コンピュータ、視聴覚教育メディア等の今後の導入が可能な面積、形状等とすることが望ましい。
- 十分な面積の掲示板を壁面等に設けることが重要である。
- 水栓、流し等の設備を設置することのできる空間を確保することも有効である。
- 低学年用の普通教室は、生活科、図画工作等の教科学習や合科的な内容の学習が行われることを考慮して計画することが望ましい。
- 収納棚その他の生活用設備は、児童のための動作空間とともに、教室の周辺部の日常的に目の届く位置に計画することが重要である。
- 観察台、展示台等を、児童の活動空間とともに、窓側等に計画することが望ましい。その際、足掛りとならないようにし、墜落防止に配慮することが重要である。
- 普通教室内でのコンピュータ活用を見通して、情報用のアウトレットやコンセントを設けたり、多様な情報機器が接続可能な設備を計画することが重要である。

※「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」（文部科学省、令和4年3月）では、「未来思考」の視点として、「学校は、教室と廊下それ以外の諸室で構成されているものという固定観念から脱し、学校施設全体を学びの場として捉え直す。廊下も、階段も、体育館も、校庭も、あらゆる空間が学びの場であり、教育の場、表現する場、心を育む場になる。」と示されており、将来的に学習空間の捉え方が変わる可能性はあります。

参考：電子書籍の普及状況等

(1) 児童生徒等の読書環境の整備に資する多様な蔵書等の整備状況（全国）

	学校数(A)	電子書籍		点字図書		拡大図書、大活字図書		録音図書(音声デ イジー含む)		
		所蔵している学校 (B)		所蔵している学校 (C)		所蔵している学校 (D)		所蔵している学校 (E)		
		割合 (B/A)	割合 (C/A)	割合 (D/A)	割合 (E/A)					
小学校	18,849	45	0.2%	8,004	42.5%	2,915	15.5%	975	5.2%	
中学校	9,120	28	0.3%	1,783	19.6%	1,501	16.5%	521	5.7%	
高等学校	3,436	48	1.4%	423	12.3%	299	8.7%	375	10.9%	
特別支援学校	小学部	860	24	2.8%	178	20.7%	192	22.3%	154	17.9%
	中学部	854	21	2.5%	135	15.8%	138	16.2%	121	14.2%
	高等部	891	21	2.4%	123	13.8%	126	14.1%	124	13.9%
義務教育学校	前期課程	100	0	0.0%	41	41.0%	19	19.0%	8	8.0%
	後期課程	100	0	0.0%	19	19.0%	17	17.0%	10	10.0%
中等教育学校	前期課程	33	1	3.0%	3	9.1%	4	12.1%	5	15.2%
	後期課程	31	2	6.5%	1	3.2%	4	12.9%	4	12.9%
合計	34,274	190	0.6%	10,710	31.2%	5,215	15.2%	2,297	6.7%	
		マルチメディアデ イジー図書		LLブック		外国語の図書		映像資料		
		所蔵している学校 (F)		所蔵している学校 (G)		所蔵している学校 (G)		所蔵している学校 (G)		
		割合 (F/A)	割合 (G/A)	割合 (H/A)	割合 (I/A)					
		240	1.3%	1,172	6.2%	12,636	67.0%	2,269	12.0%	
		94	1.0%	362	4.0%	6,357	69.7%	1,396	15.3%	
		21	0.6%	75	2.2%	2,270	66.1%	1,532	44.6%	
		222	25.8%	93	10.8%	191	22.2%	352	40.9%	
		179	21.0%	80	9.4%	180	21.1%	322	37.7%	
		175	19.6%	84	9.4%	194	21.8%	329	36.9%	
		1	1.0%	13	13.0%	74	74.0%	15	15.0%	
		0	0.0%	7	7.0%	77	77.0%	18	18.0%	
		0	0.0%	0	0.0%	25	75.8%	12	36.4%	
		0	0.0%	0	0.0%	25	80.6%	12	38.7%	
		932	2.7%	1,886	5.5%	22,029	64.3%	6,257	18.3%	

出典：令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1410430_00001.htm

(2) 子供の読書活動推進として電子書籍を活用した取組

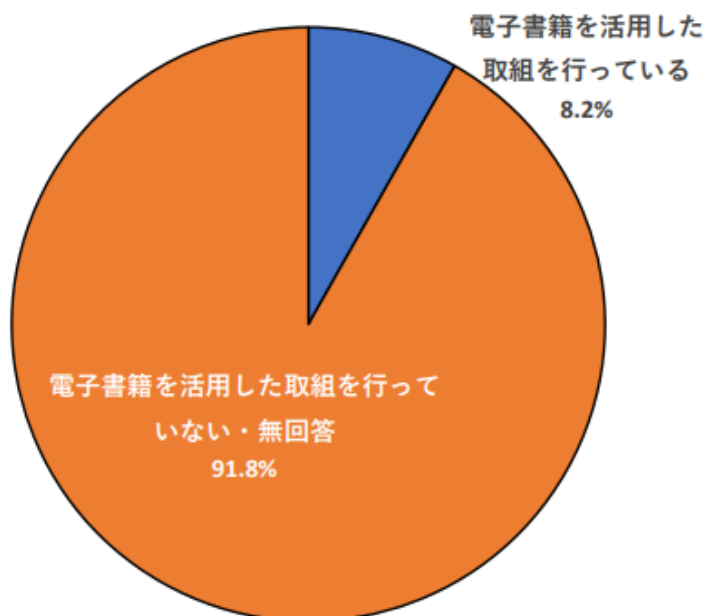


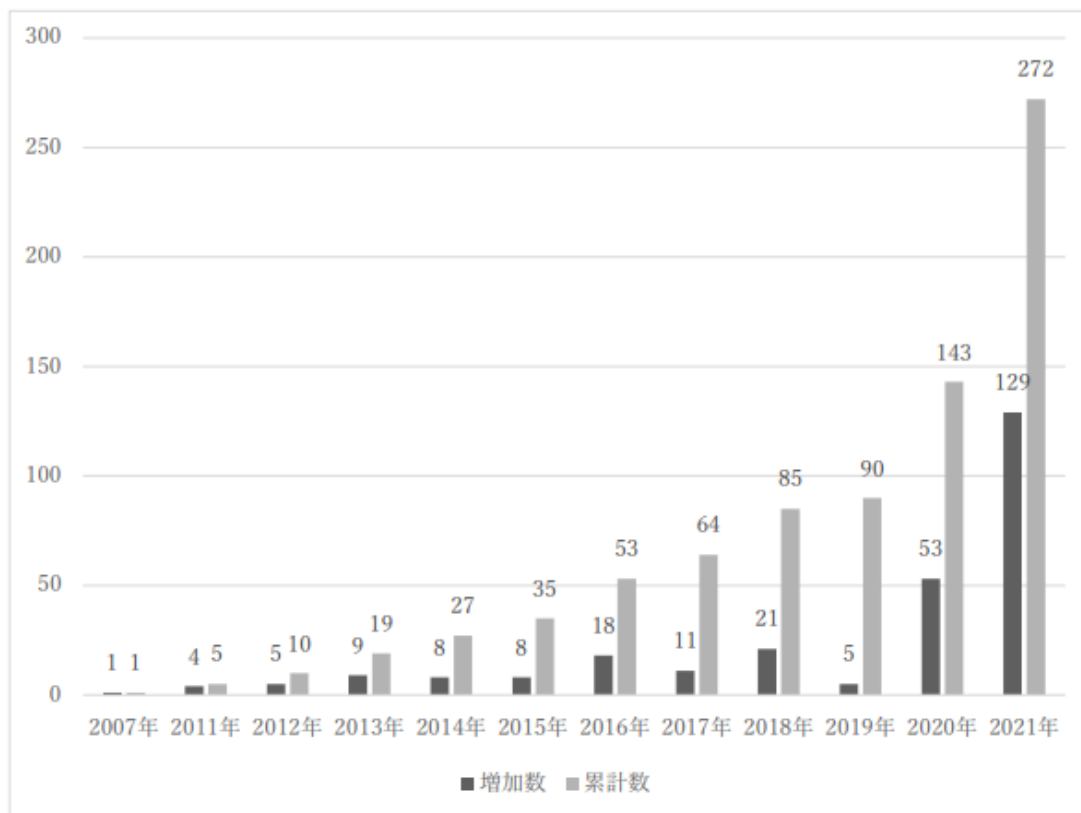
図 2-5 子供の読書活動推進において電子書籍を活用した取組を行っている自治体の割合
(n=1,376)

出典：「子供の読書活動の推進等に関する調査研究」（令和3年3月）（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/content/20210610-mxt_chisui02-000008064_0201.pdf

(3) 電子図書館を導入している公共図書館情報

■電子図書館サービスの年別増加数（年増加数・累計数）（2007年～2021年）



(※注 自治体で電子図書館サービスを終了したものは除いています)

出典：一般社団法人電子出版制作・流通協議会 公表資料

https://aebs.or.jp/pdf/E-library_introduction_press_release20220101.pdf

(4) 電子書籍の利用状況（千代田区立学校の児童・生徒）

第7回千代田区子ども読書調査報告書（令和4年3月）より抜粋

(7) 電子書籍の利用状況

<回答ベース：問6で前の月（10月）に1冊以上読書したと回答した人>

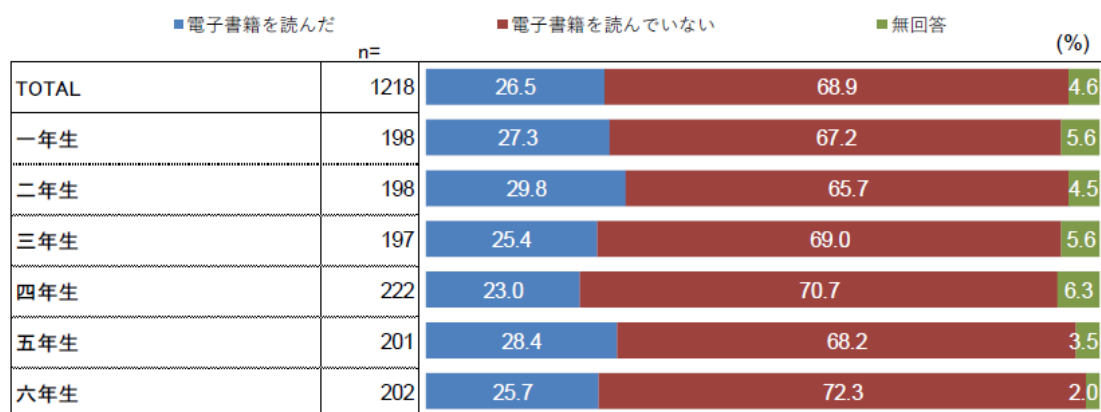
問6-① 問6で答えた本の中に「電子書籍」はありましたか。あてはまる番号に○をつけてください。（単数回答）

電子書籍の利用状況は、小学生で26.5%、中学生で25.6%。

<小学生>

前の月（10月）の読書のうち、「電子書籍を読んだ」人は26.5%、「電子書籍を読んでいない」人は68.9%である。

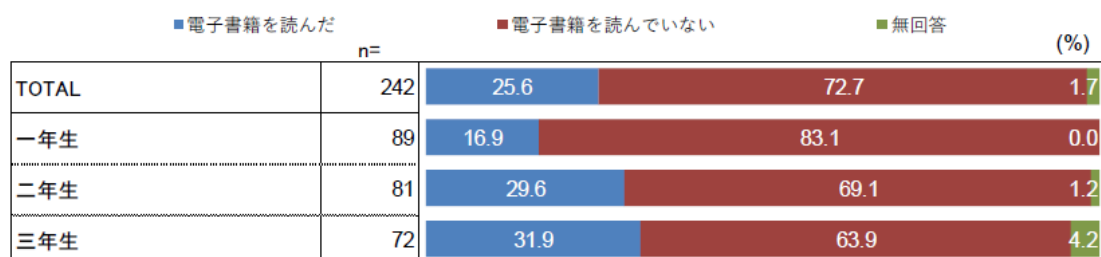
学年別にみると、いずれの学年でも電子書籍の利用は2割を超えている。



<中学生>

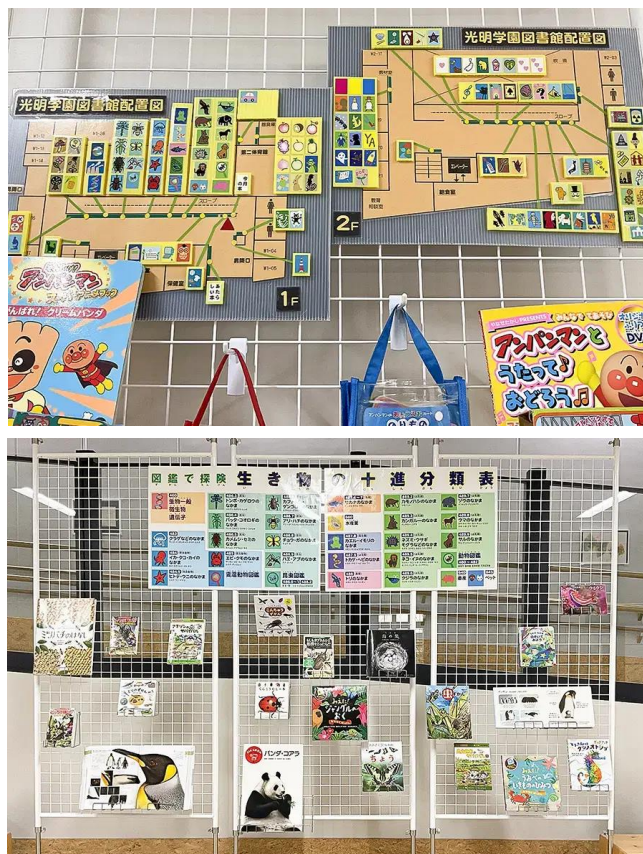
前の月（10月）の読書のうち、「電子書籍を読んだ」人は25.6%、「電子書籍を読んでいない」人は72.7%である。

学年別にみると、一年生の16.9%、二年生の29.6%、三年生の31.9%が電子書籍を読んでいる。



参考：オープン図書室などの事例

(1) 学校中が図書館になるオープンライブラリーの取組（東京都立光明学園）



校舎改築により、元々なかった図書室の行き場を検討した結果、学校中を図書室にしてみました。場所がなくなったから、本は置かなくて良いということはありません。

校内のさまざまな場所で、テーマごとに書架があります。

図書館配置図はアイコン化して、文字が読めなくても分かりやすいよう提示しています。幅広い廊下を工夫して、オープンラック型書架やネット型書架を設置しました。オープンラック型は、表紙を見せた面出しで配架でき、文字が読めなくても表紙の絵や写真で選ぶことができます。ネット型は、高さを自由に変えられ、本を開いた状態でも配架できます。本を車いすの視線に合わせて下向きに傾けることもできます。貸出返却も電子化することで、簡単な操作で貸出・返却ができるため、自分でできる児童生徒もいます。

出典：学校図書館等における読書バリアフリーコンソーシアム

<https://accessreading.org/conso/case/3>

(2) 伊勢市立みなと小学校



2階のメディアスペース（図書館）は昇降口を入った左側、1・2年生の教室と廊下を挟んで向かいにあり、壁面などがないオープンな作りとなっています。休み時間には教室から出てきた子どもたちの多くがメディアスペースに流れるように入っていく、読書を楽しんだり友達と話したりする姿が見られます。

出典：「こどもが変わる 学校が変わる 図書館づくり」ホームページ

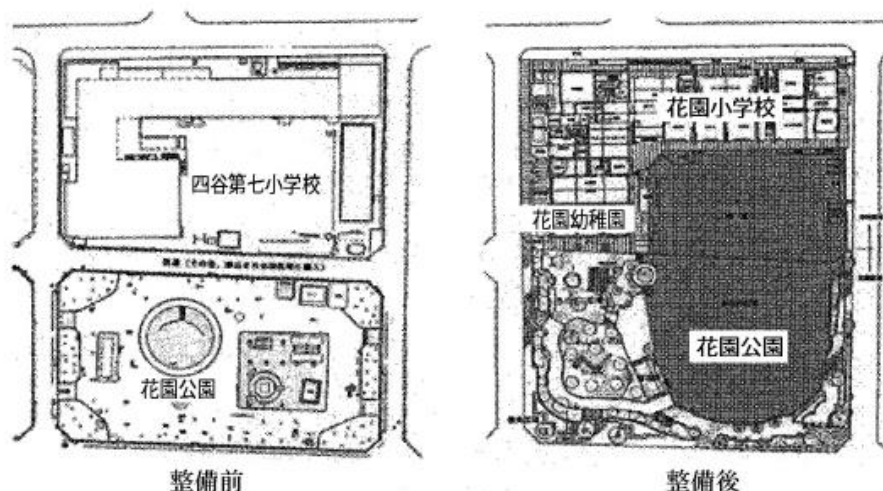
<https://www.hirayumodel.com/topics/entry-1128.html>

参考：校庭と公園を一体的に利用している事例

(1) 花園小学校と花園公園（新宿区） 平面的一体利用（時間区分）

(特長)

- ・1997年に四谷第五小学校と四谷第七小学校を統合する際、隣接する花園公園の一部を小学校校庭と平面的に一体化して整備した。
- ・花園幼稚園を併設している。
- ・施設全体で道路境界は緑地帯として整備し、公園側には塀や門はない。



整備計画図（新編 緑の基本計画ハンドブックからの引用）

- ・公園は利用時間を設定し、児童と園児の活動場所の充実と地域住民の利用を共存させている。スクールパーク“開かれた都会のオアシス”として計画され、現在も維持されている。

利用形態	月～金 (学校休業日を除く)	土・日 学校休業日
小学校 (幼稚園を含む)	8～16時	なし
校庭スポーツ開放 (団体利用)	なし	第1・3(日) 9～13時
その他区事業 地域行事等	なし	区、教育委員会が認めた日時

(規模)

- ・花園小学校 敷地面積 4,153.65 m² 延床面積 6,201.40 m² (幼稚園 429.07 m²) 4階建て
- ・花園公園 敷地面積 3,987.98 m²
- ・児童数 149名 (2020年6月) 園児数 55名 (2020年5月)

(利用調査) 令和2年3月の緊急事態宣言解除後 12:30~13:30 晴れ

○小学校

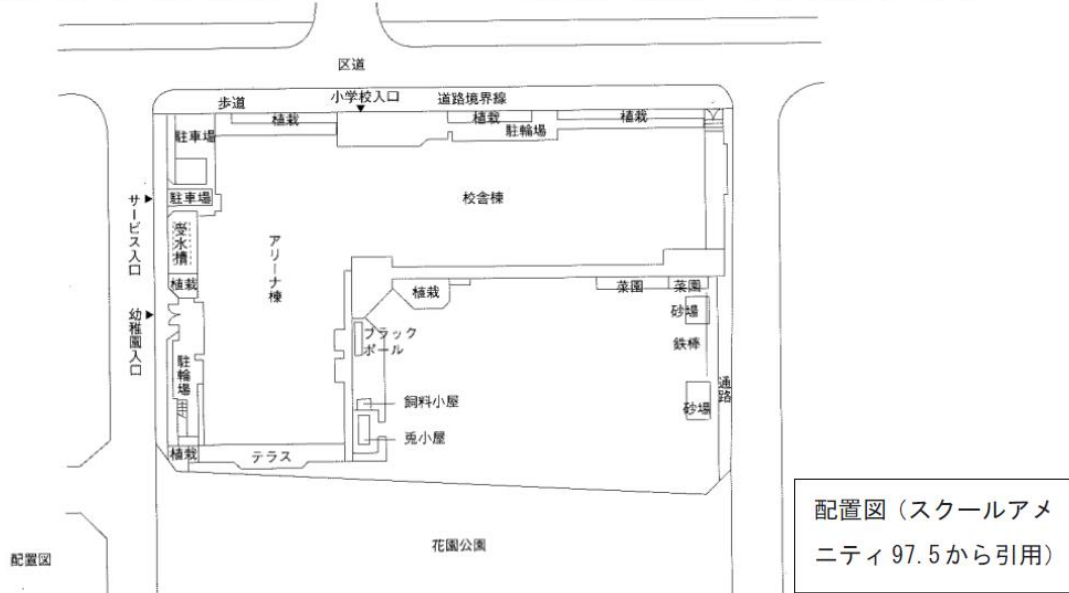
北と西側に各施設の入口があり門が設置されているが、門以外は建物の外周が境界となっている。塀の設置はなく、外観上も公園と一体化した計画となっている。



北側道路 小学校入口がある



東側道路 緑地帯と歩道が整備されている



西側道路 幼稚園の入口



西側道路 サービスの入口

○公園

南側は高木、北側（学校側）は広場で構成され、敷地境界にフェンス等が無く、外観上は小学校の運動場と一体化している。調査時は会社員等が休憩する姿が多く見られた。



小学校の運動場



一体的利用のルールを示す案内板



南側道路



南側アプローチ



公園南側 高木に囲まれたエリア



園庭と遊具

公園改造の背景と目的

昭和30年3月に震災復興地区画整理事業によって開園した花園公園は、その後の社会環境の変化や施設の老朽化に伴い改造の必要性が高まっていました。一方、公園に隣接する小学校は、子供たちの減少に伴い近隣の小学校との統合により花園小学校となりました。

そこで、この機会にお互いの敷地を有効活用するために花園公園と花園小学校を一体的に整備し、相互利用できるようにしました。

一体整備のメリット

- ① 公園も学校も利用できる空間が広がります。
- ② 公園が子供たちの生活の場となり、活性化します。
- ③ 自然環境に恵まれた教育環境が実現します。
- ④ 地域のコミュニティ活動や防災活動の拠点になります。

これまでの経緯

- 昭和30年3月 花園公園開園
- 平成6年6月 区、花園公園と花園小学校を一体整備する方針を決定
- 平成7年10月
～平成9年2月 花園小学校、花園幼稚園建設工事
- 平成9年2月
～平成9年12月 花園公園改造工事



公園改造工事の完成式の様子

案内図



所在地 東京都新宿区新宿一丁目21番
面積 3,987.98㎡

お問い合わせ先

●公園全般に関しては…
新宿区土木部みどり公園課 ☎(3209) 1111

●一体広場の団体利用に関しては…
新宿区教育委員会スポーツ振興課 ☎(3232) 5121

花園公園改造工事

工期：平成9年2月5日～平成9年12月12日
発注：新宿区 施工：(株)昭和造園



平成10年6月発行

新宿区立 はなそのこうえん 花園公園



新宿区



②ちびっこ広場

小学校に併設された幼稚園の目の前にある広場です。幼児向けの遊具が設置されています。



③わんぱくの丘

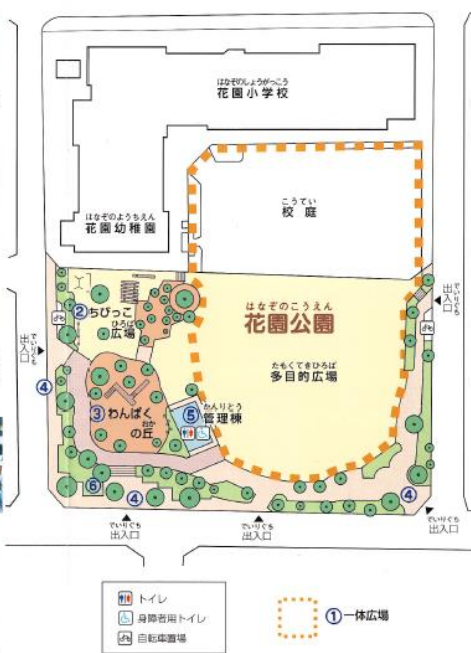
躍動的な遊びが可能な複合遊具が設置されています。地面にはチップ材（樹木を細かく砕いたもの）が敷きつめられています。



④公園外周部

公園の外周には広場及び園路を設けています。

花園公園のご案内



①一体広場 [面積3,164㎡ (公園部分1,720㎡ 学校部分1,442㎡)]
公園の多目的広場と小学校の校庭を一体的に整備した広場です。通常の公園としての利用のほか、時間帯によって学校の授業や行事、スポーツ活動などに利用されます。

○一体広場の利用時間区分 (平成10年4月現在)

	月～金	土(第1・3・5)	土(第2・4日)	休日	利用形態
小学校・幼稚園の利用	8時～16時	8時～13時	なし	なし	学校が授業・行事等に利用
団体による利用	なし	なし	9時～13時	なし	校庭開放事業等
一般の方の利用	上記以外の時間	上記以外の時間	上記以外の時間	終日利用可	通常の公園として利用



⑤管理棟

公園トイレは災害時にはくみ取りトイレとして使用できます。



⑥三遊亭円朝 旧居跡の碑

明治時代を代表する落語家三遊亭円朝が一時この地に住んでいたことから、旧居跡が新宿区の文化財(史跡)に指定されており、園内に石碑が建てられています。

(2) 第十小学校（杉並区） 平面的一体利用（空間区分）

(特長)

- ・1986年に蚕糸の森公園整備と併せて移転して開校した。
- ・地域防災拠点として自由に入出りできるように、学校の校門や公園の塀は設置していないため、校舎への侵入対策は建築側で工夫している。

(規模等)

- ・第十小学校 敷地面積 10,000 m² 延床 9,657 m² 階数 3 階+地下プール
- ・蚕糸の森公園 敷地面積 27,146 m² 共同利用は運動公園 (5,032 m²)
- ・児童数 493 名 (2020 年 5 月)

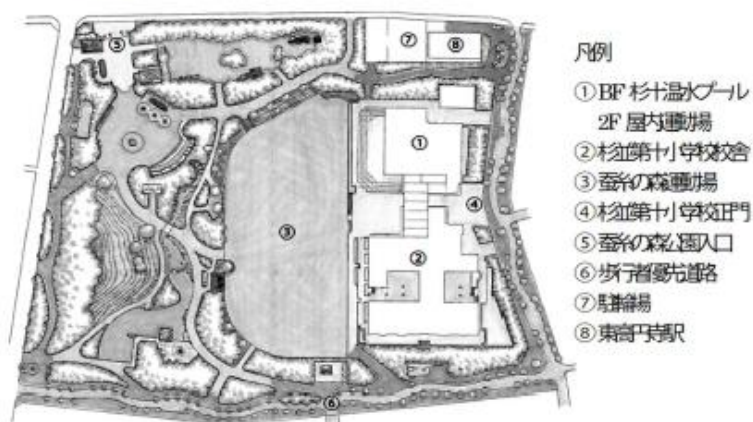
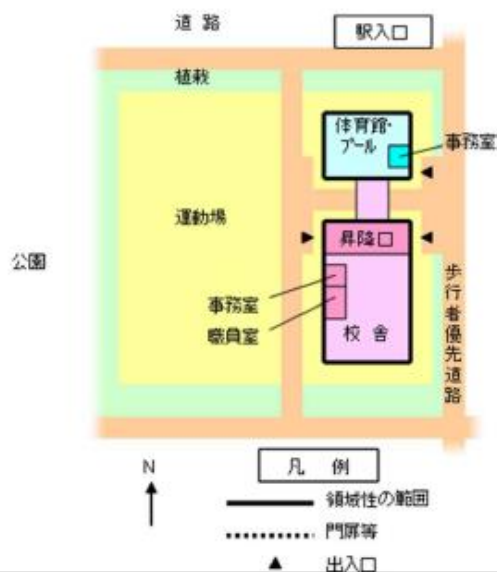


図-1 蚕糸の森公園園路図¹⁾

「学校施設の開放と住民評価に関する研究
～杉並区の学校公園かと共同利用を対象として～」から引用



「学校施設の防犯対策事例集」から引用



8 中期的課題に関連した参考資料・事例

経済産業省 STEAM 学習プログラムの構築

「STEAM ライブラリー」

STEAM ライブラリーは、生徒が一方向的に学習をするだけでなく、教師や研究者、企業人も交わる双方向的な学習の場を目指しています。将来的には、生徒の興味・関心に合わせて情報を選択し、学校の枠を超えて協働的に学習・実践・発信ができるプラットフォームになる予定です。情報のインプットだけでなく、学びを深めるためのワークショップやプロジェクト、成果発表会やコンテストなどのアウトプットの場も提供します。先生方の負担を最小限におさえながら、子どもたちが一貫してワクワクした気持ちで学習に臨むような教育を実現します。



(出典：STEAM ライブラリー—未来の教室ホームページ <https://www.steam-library.go.jp/about>)

「未来の教室」実証事業

【事例1】日本の未来社会を創る：「スマート農業：農業×データ科学×IoT×ロボティクス」～専門高校における新たな学びと「STEAM 拠点」としての可能性

全国農業高等学校校長協会の協力のもと、ベジタリア株式会社が実施したプロジェクト。農業高校（総合高校含む）6校の圃場や施設を使用して、第4次産業革命時代の農業のイメージのもとに、生徒たちがIoTセンサーの仕組みやロボット技術の仕組みを学び、簡易的なセンサーやロボットの制作実習を通じて、それらの技術を農業分野でどのように活用することができるかを探究し、未来の圃場管理システムを創り上げることを目指した。

先端技術を用いて本物の課題に取り組む中で、生徒達からは「自分たちにもできる」「誰かの役に立つ」「こんな仕事（ロボティクス分野）に就きたい気持ちが出た」「世の中の役に立つ物が作れそうだと言うことを実感することができた」といった感想が出ており、学ぶ意味の実感によって、学習意欲や興味関心が向上する結果となった。

「クラウドIoTセンサー」を自作



【事例2】アジアの社会課題解決に取り組む：「交通渋滞問題：数理×倫理×ルール」

徳島商業高校の協力のもと、NPO法人TOKUSHIMA 雪花菜工房が実施した実証事業では、カンボジアの首都プノンペンの交通渋滞問題をテーマに、教科横断的に知識を活用しながら解決に取り組んだ。生徒たちは渋滞を数理的に理解するため、実際にプノンペンの交差点に立ち、交通量調査を行った。

また、生徒たちは数理モデルによる課題の構造把握に加えて、「交通マナーの悪さを同時に解決しなければいけない」という気づきを得て、渋滞を招きにくい交通インフラの設計のほか、現地の倫理や慣習をルールの整備や教育改革を通じて変容させるプロジェクトに取り組んだ。この探究学習において、生徒たちは数学を学ぶ意味を深く理解するとともに、数学以外の分野も含めた主体的な課題発見・解決の楽しさを体験した。

渋滞を数理モデル化し、数学の授業と結びつけ、現象の深い理解を図る



(出典：「未来の教室」ビジョン 経済産業省「未来の教室」とEdTech研究会 第2次提言)

【関連事例】

東急、渋谷の IT 企業サイバーエージェント、DeNA、GMO インターネット、ミクシィが、渋谷区教育委員会と連携して提供する渋谷区立小中学校のプログラミング授業メニューを決定！（2022.02.20）

東急株式会社（以下「東急」）、株式会社サイバーエージェント（以下「サイバーエージェント」）、株式会社ディー・エヌ・エー（以下「DeNA」）、GMO インターネット株式会社（以下「GMO インターネット」）、株式会社ミクシィ（以下「ミクシィ」）、渋谷区教育委員会の 6 者が推進する「Kids VALLEY 未来の学びプロジェクト」（以下、本プロジェクト）は、2020 年度、渋谷区立小中学校に対して提供する授業メニューを決定しました。

本プロジェクトを通じて育成していきたい人物像を「渋谷に集積した大手 IT 企業の支援による社会につながる・開かれた学習を通して、自らのアイデアを自由に表現する力としてプログラミングの技能を養い発展的に社会に活用する意欲を持つ人材」と定め、教育課程内で重視される「プログラミング的思考」に加え、「実践的な知識・技能＝手段としてのテクノロジー」および「それを活用しようとする意志」を養うことを重視し、公教育支援を行います。

2020 年度は本プロジェクトが渋谷区の重点項目として選定されており、渋谷区立小中学校に対し、4 月から、各社が開発したプログラミング授業メニューの提供に加え、IT 企業 4 社や東急グループのリソースを活用した講師やサポートスタッフの派遣支援、プログラミング関連のワークショップの開催、教員研修などを行います。（出典：東急株式会社ホームページ <https://www.tokyu.co.jp/image/news/pdf/20200220-1.pdf>）

平成 26 年度より中央区理数教育パイロット校に指定

【理数教育推進のための 3 つの柱】

①科学的思考力の育成、②科学体験と自然体験の充実、③理数教育を支えるその他の活動

【早稲田大学との連携】

1・2 年生 実験教室（城東小学校にて実施）

ものづくりを通して、科学の大切さを知る

5 年生 キャンパスツアー

早稲田大学理工学部を見学し、サイエンスについての興味関心を高める

3・4・6 年生 実験教室（早稲田大学にて実施）

実際に実験を行うことで、サイエンスについての興味関心を高める



（出典：中央区立城東小学校ホームページ <https://www.chuo-tky.ed.jp/~joto-s/index.cfm/13.html>）

【関連事例】

インテル株式会社と STEAM 教育等推進に関する覚書締結式を開催

戸田市教育委員会はインテル株式会社と「STEAM 教育ならびに 21 世紀型スキル育成教育の推進に関する覚書」を締結し、最新テクノロジーを活用した STEAM 教育について共同研究を行います。

研究にあたっては戸田東小・中学校にインテル社製のハイスペック PC を中心に、動画編集やデザインソフト、3D プリンターなどを配した「STEAM Lab」を設置し、実社会における課題解決などを行う学習に取り組みます。また、市内教員研修についても、インテル社の教員研修プログラム「インテル Teach プログラム」に基づいて実施します。

(注釈) STEAM 教育とは、Science (科学)、Technology (技術)、Engineering (工学)、Art (芸術・デザイン)、Mathematics (数学) などの頭文字をとったもので、幅広い分野で新しい価値を創造する人材育成を目指す新しい教育の在り方の一つです。

(出典：戸田市ホームページ)

<https://www.city.toda.saitama.jp/site/press/hisyo-press2021-steamkyouiku.html>

【STEAM Lab の事例】

ハイテク産業を牽引する主要な学問分野に加え、デザイン思考や幅広い教養とリベラルアーツの要素を組み込んだ新しい学びを総称する STEAM プログラムに基づき、より高度になる子供たちのクリエイティブを支える STEAM Lab を開設している。

(埼玉県戸田市の事例)



(出典：インテル株式会社ホームページ)

<https://www.intel.co.jp/content/www/jp/ja/education/steam-lab/overview.html>

※インテル株式会社東京本社(東京都千代田区丸の内 3-1-1 国際ビル 5 階)

【関連事例】

常石ともに学園（イエナプラン教育校）

2022年（令和4年）4月、再編後の常石小学校の施設を活用して、「常石ともに学園（イエナプラン教育校）」を開校。常石ともに学園では、1年生から3年生及び4年生から6年生をグループとして、すべての教育活動を異年齢集団で行います。

- 1～3年生、4～6年生による異年齢集団を基本単位として教育活動を行います。
- 「対話」「遊び」「仕事（学習）」「催し（行事や祝い）」の4つの活動を基本に、子ども一人一人の個性を尊重しながら自立と共生を学びます。
- 教室を「リビングルーム」として捉え、安心して過ごせる環境をつくります。

4つの基本活動に基づいた時間割

- ◆ 4つの基本活動である対話・遊び・仕事・催しをもとに教育活動を行います。
- ◆ 機械的に時間を区切るのではなく、子どもの状況に応じて、活動の時間を延ばしたり縮めたりしながら行います。
- ◆ リズミカルに活動が循環するよう、学校の日課を設定していきます。

1 対話（サークル対話）

- 個人を尊重する気持ちを育み、学級を信頼関係のある集団に育てていきます。
- サークル対話は円座になって行います。
- 朝と帰りの時間だけでなく、一日の中で必要に応じて行います。



2 遊び

- 「遊び」そのものが「学び」であり、考える力や協働する力を付けていきます。
- 一日の教育活動の中に「遊び」を入れていきます。
- 様々な場所で、子どもがやりたいことを自由に選択して遊ぶことができる環境づくりを行います。



3 仕事〈ブロックアワー〉

- 子どもが学習計画を立て、自分で学び続ける力を付けていきます。
- 子どもの状況に応じて学習を進めます。
- 自立学習やインストラクション（教師による指導）、学年の内容を超えた共通の問いについて考えることなどを、組み合わせて行います。

※〈ワールドオリエンテーション〉

- 生きた本物の題材から問いを見出し、探究し続ける力を付けていきます。
- 教科の内容を関連付けて学習していきます。
- 本物の問いと向き合い、異年齢集団で協働的に探究していくことで、教科・学年の枠を超えて学んでいきます。

4 催し

- 子どもたちが喜びや悲しみなどを一緒に分かち合います。
- 運動会や学習発表会などの行事だけでなく、誕生日のお祝いをしたり、その週の学びを簡単なプレゼンテーションや演劇にして発表したりします。
- 他の学年や保護者、地域の方と共有したりすることも行います。

ある一日の日課表

	内容
8:20	読書
8:35	サークル対話
8:50	ブロックアワー
9:40	ブロックアワー
10:25	休憩
10:45	体育
11:30	音楽
12:20	給食
12:55	休憩
13:25	そうじ
13:45	ワールドオリエンテーション
14:30	催しやサークル対話
15:00	下校

（出典：福山市教育委員会ホームページ

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/kyoiku/239339.html>）

【関連事例】

-異年齢グループで行う総合的な学習の時間（水谷博士タイム）-

埼玉県富士見市立水谷小学校では「協働的、探究的な学び」の実現のため、3年生～6年生の異年齢が混在するグループで地域社会と協働する学びを行います。

（株）weclipは、その新しい取り組みを『事業づくり』の観点から支援します。

教育支援事業を行う株式会社 weclip（本社：埼玉県川越市、代表取締役：横田泰成）が、2021年6月3日（木）より埼玉県富士見市立水谷小学校における新たな授業づくりの支援を開始しました。また、2021年11月10日（水）には協働先である「しあわせパン工房 KoMugi」と児童によるレシピ開発に向けた意見交換会を行うことを、お知らせします。

「協働的、探究的な学び」を実現するために、新たな学びづくりへ取り組む

2021年度より富士見市立水谷小学校（以下、水谷小学校）では、「総合的な学習の時間（水谷博士タイム）」において画期的な取り組みを始めました。3～6年生が混ざり合うことで異年齢のグループを形成して学びを行っています。それにより、子どもたちが互いに協働し探究的な学びを実現することを目指しています。

水谷小学校では、この「協働的、探究的な学び」を実現するためには地域社会との関わりが不可欠との考えと共に、“unlearn”（学びの再構築）というコンセプトのもと既成概念に囚われない学びづくりをするためには、外部の力が必要との考えをお持ちでした。

そこで協育事業を行っている weclip にご依頼をいただき、この度、学びづくりを支援していくこととなりました。

■新たな学びづくりに対する支援内容

1. 「総合的な学習の時間（水谷博士タイム）」における授業設計
2. 授業設計における地域企業や店舗等との交渉
3. 講演授業における必要人材の斡旋

企業勤めの weclip メンバーが得意とする対外折衝をはじめ、ビジネスの観点を基盤に授業設計の支援を行っています。

（出典：株式会社 weclip ホームページ <https://weclip.jp/>）

【関連事例】

山口県長門市内 全小学校で ECC のデジタル教材とアプリ導入

2021. 10. 06

総合教育・生涯学習機関の株式会社 ECC（本社：大阪市北区、代表取締役社長：花房雅博）は、山口県長門市と連携し、デジタル教材「パパッとえいご」と、人工知能（AI）搭載の対話型英語学習アプリ「おもてな City®へようこそ！」を活用したオリジナル英語学習システムの長門市内全小学校（1・2年生対象）への導入を開始いたします。

またこれに併せて、アプリ「おもてな City®へようこそ！」内に長門市の観光名所のことを英語で紹介できる観光コンテンツ（無料）を公開いたしました。

■長門市内全小学校での英語学習への導入について

2020年4月から、小学校3・4年生で外国語活動、5・6年生で教科として外国語が必修化されたことにより、これまで以上に、その英語力が求められる時代になりました。また今年度より、児童生徒に1人1台端末を配布する等、教育のICT化も同時に進められています。

長門市が推進する子育て世代からも「選ばれるまち」づくりの一環で、市内小学校に通う児童がスムーズに、英語教育に取り組めるための独自の行政サービスとして、小学校1・2年生の余剰時間を活用して、楽しく英語に触れる機会を増やすための施策をECCがサポートすることになりました。

具体的には、教員が専用端末（iPad）を操作し、電子黒板に映像やクイズ、歌などを映し出し、児童参加型の授業を展開できるデジタル教材「パパッとえいご」と、AI音声認識対話技術による実践的な英会話や発話練習が何度もできるアプリ「おもてな City®へようこそ！」の2種類を使用し、楽しく英語学習を進めていくものです。

（出典：ECCグループ企業サイト <https://www.ecc.co.jp/newsrelease/2021/20211006.html>）

【関連事例】

中央区 城東小学校新校舎での授業が2学期からスタート 更新日：2022年8月31日

平成29年から改築工事を進めてきた城東小学校の新校舎が完成し、授業が2学期からスタートします。

工事は八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業にて行われました。建物は宿泊施設や事務所、バスターミナルなどが入る高層複合ビルで、小学校は南東側の1階から4階に配置され、柳通り側に専用の出入口を設けています。

普通教室は3、4階の南側に配置し、2階に体育館、3階に屋内プール、4階に全天候型の屋上校庭を整備し、天候に左右されることなく、授業ができるようになっています。また、屋上などにはビオトープや菜園・水田を整備し、東京駅前の立地でありながら、自然と触れ合うことができるよう配慮されています。

【施設整備の内容】

- ① 学級規模12学級(令和5年度から令和10年度にかけて2学級化を予定)
- ② 複合ビルの出入口とは別に東側道路(柳通り)に面して小学校専用の入口を設置
- ③ ビル南側に面した3階、4階に普通教室(12室)を整備
- ④ 2階に体育館、3階に屋内温水プール、4階に全天候型の屋上校庭(開閉式屋根)を整備
- ⑤ 5階(屋上)に菜園、水田を整備
- ⑥ 理数教育パイロット校として4階理科室前にビオトープ、5階(屋上)に太陽光発電設備等を設置
- ⑦ 2階に体育館フロアに地域防災拠点倉庫を配置
- ⑧ 全館LED照明を設置
- ⑨ 地域冷暖房設備からの冷温水及び蒸気供給による高効率エネルギーの利用
- ⑩ 雨水利用、中水利用



(出典：中央区ホームページ <https://www.city.chuo.lg.jp/>)

【関連事例】

(葛飾区) 今後の水泳指導の実施方法に関する方針について

更新日 令和3年2月8日

子どもたちの水泳の授業は、水泳運動の楽しさに触れ、基本的な水泳技術の習得を図る、大切な取り組みです。

しかし、近年では雨天や低温に加え、猛暑などにより、計画的な実施が難しくなってきました。

そのため、教育委員会では、1年の中で計画的に水泳指導を実施できるよう、令和2年12月に「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」を策定しました。

【今後の水泳指導の実施方法と移行の考え方】

- ・区立小学校は、学校の改築や大規模改修の時期に合わせて、奥戸・水元総合スポーツセンターや民間の屋内温水プールを活用した水泳指導へと移行していきます。
- ・それ以外の区立小学校についても、状況の整った学校から順次、できる限り早く、奥戸・水元総合スポーツセンターや民間の屋内温水プールを活用した水泳指導へと移行していきます。
- ・区立中学校は、学級担任制ではないことや、水泳指導を2単位時間続けて行う調整が必要なことなどから、各校の状況を踏まえて対応していきます。

「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」の移行計画

1 改築する小学校の学校外の屋内温水プールを活用した水泳指導への移行計画

項目・年度(令和)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
各年の改築校移行想定数		2校	1校	2校	1校	1校	1校	1校
改築校移行想定累計数		2校	3校	5校	6校	7校	8校	9校
改築校の想定		福上小 水元小	二上小	基木原小 堀又小	よつぎ小	5年度選定校1校	5年度選定校1校	5年度選定校1校

令和5年度、次期改築校の選定

2 改築校以外の小学校の学校外の屋内温水プールを活用した水泳指導への移行計画

項目・年度(令和)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
各年の改築校以外の学校の移行想定数		6校	4校	4校	4校	4校	5校	4校
改築校以外の学校の移行想定累計数		6校	10校	14校	18校	22校	27校	31校
改築校+改築校以外の学校の移行想定累計数		8校	13校	19校	24校	29校	35校	40校

3 学校外の屋内温水プールの受入可能想定数

項目・年度(令和)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
屋内温水プール受入可能想定数	20校	20校	20校	20校	30校	30校	40校	40校
新しい受入先の確保 金町公園プールの改修を検討(10校程度受入想定)		設計	解体工事	建設工事・竣工	開設準備・オープン			
金町公園プールの次の施設の整備は、各学校の移行の状況を注視し、地域バランスにも配慮して必要な時期に整備検討を始める。					設計・工事・開設準備・オープン			

(出典：葛飾区ホームページ <https://www.city.katsushika.lg.jp/>)

9 長期的課題に関連した参考資料・事例

【関連事例】

中央区 小学校特認校制度

「特認校制度」とは…

中央区では、規則に定められた通学区域に基づき、お住まいの住所地により指定された小学校に就学していただいています。

特認校制度とは、これらを前提としながらも、施設に余裕のある学校を「特認校」として指定し、その特認校には通学区域に関係なく、希望により就学できる制度です。保護者の学校選択の幅を広げ、小規模化や児童増に伴う学校施設の狭あい化の進行を緩和し、よりよい教育環境を確保するため、実施しています。令和5年度は5校を指定しています。

全16校から自由に選択できるものではありません。

【対象者】

中央区に在住し、令和5年4月に小学校新一年生となる予定のお子さん

【就学の条件】

特認校への就学にあたっては、次の条件を満たす必要があります。

- 1 児童とその保護者が、就学を希望する特認校の教育方針等に賛同すること。
- 2 児童が特認校へ自力で通学すること。（自転車通学は禁止しています。公共交通機関での通学については、保護者の責任で安全確保ができる方法で通学できることが条件です。）
- 3 児童が特認校へ卒業まで通学すること。

※9月16日（金）より、教育方針や学校施設等の資料を各学校のホームページに掲載いたしますので、教育方針等をよく確認のうえ、各学校のホームページから「教育方針等確認書兼誓約書」を印刷し、特認校申請時に添付してください。

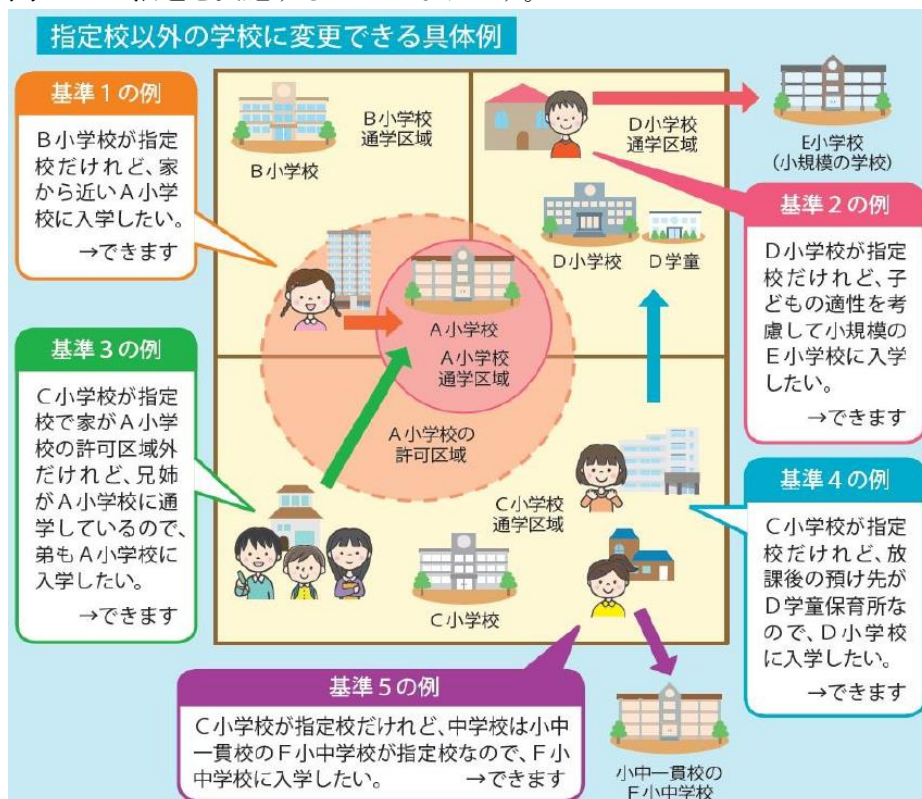
（出典：令和5年度 新1年生対象 中央区立小学校案内）

【関連事例】

八王子市 小学校 「学校選択制」から「新指定校変更制度」へ移行
 中学校 「学校選択制」を継続し、受入予定数の決定方法を見直し

小学校については、「児童の安全、地域の見守り」をキーワードに、「学校選択制」から、現行の「指定校変更制度」の承認基準を充実した「新指定校変更制度」へと移行します。「新指定校変更制度」では、現行の承認基準である「許可区域(地形等を考慮して、指定校以外の特定の学校への入学を認める区域)」を、これまでの学校選択の状況を参考にして、大幅に拡大します。「学校選択制」と同様に、教室数より一部の学校については制約がありますが、指定校と比べて自宅から近い学校がある場合など、通学がお子さんの過度な負担とならず、安全に指定校以外の学校に通学できる区域を「許可区域」として指定します。

中学校については、市内すべての中学校から選択できる「学校選択制」を継続しますが、「学習環境の充実」をキーワードに、受入予定数の決定方法の見直しを実施します。現行の受入予定数は、普通教室へ変更可能な教室をできる限り確保し、決定していましたが、学習環境の充実を図るため、習熟度別指導や新学習指導要領に基づく指導を含めた各学校の教室利用計画を踏まえて、受入予定数を決定することとします。なお、学校の教室利用計画によっては、受入予定数が現在の受入予定数を下回ることも想定されるので、希望者が受入予定数を超えた場合には、学校選択による希望者を対象とした抽選を実施することとなります。



(出典：八王子市ホームページ <https://www.city.hachioji.tokyo.jp/>)

【関連事例】小中高一貫教育のグランドデザイン



(出典：東京都立小中高一貫教育校パンフレットより抜粋)